

官報 号外

平成二十六年四月二日

○第百八十六回 参議院會議録第十三号

平成二十六年四月二日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十三号

平成二十六年四月二日

午前十時開議

第一 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

一、新議員の紹介

一、国家公務員法等の一部を改正する法律案

(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより會議を開きます。

この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。

議席第二百七番、比例代表選出議員、田中茂君。

(田中茂君起立、拍手)

○議長(山崎正昭君) 議長は、本院規則第三十条の規定により、田中茂君を国土交通委員に指名いたします。

平成二十六年四月二日 参議院會議録第十三号

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、国家公務員法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。国務大臣稲田朋美君。

(国務大臣稲田朋美君登壇、拍手)

○国務大臣(稲田朋美君) ただいま議題となりました国家公務員法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

現在、我が国は、様々な課題に直面しており、これらを迅速に解決し、強い日本を取り戻していく必要があります。このためには、内閣の重要政策に対応した戦略的人材配置を実現し、縦割り行政の弊害を排して各府省一体となった行政運営を確保するとともに、政府としての総合的人材戦略を確立し、職員一人一人が責任と誇りを持つて職務を遂行できるようにするための国家公務員制度改革が急務となっております。

このような観点から、政府は、幹部職員人事の一元管理等に関する規定の創設、内閣人事局の設置等に関する規定の整備を行うとともに、内閣総理大臣補佐官及び大臣補佐官に関する規定の整備

等を行うこととする本法律案を提出する次第であります。

以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、幹部職員人事の一元管理等に関する措置を講ずることとします。

具体的には、幹部職への任用は、内閣官房長官が適格性審査を行った上で作成する幹部候補者名簿に記載されている者の中から、任命権者が、内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づいて行うこととします。

また、幹部職員の任用を適切に行うためには必要があり、一定の要件を満たす場合には、直近下位の職制上の段階の幹部職へ降任することができるよう例を設けることとします。

さらに、管理職への任用に関する基準を定め、その運用の管理等を行うとともに、管理職員の職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を育成する仕組みとして、幹部候補育成課程を設けることとし、併せて、官民の人材交流を推進するために必要な措置を講ずることとします。

第二に、内閣官房に内閣人事局を設置することとします。

内閣人事局は、幹部職員人事の一元管理等に関する事務を担うとともに、政府としての人材戦略を推進していくため、人事管理に関連する制度について、企画立案、方針決定、運用を一体的に担うこととします。具体的には、国家公務員制度の企画及び立案、中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務、行政機関の機構及び定員に関する審査等に関する事務をつかさどることとします。

このような制度設計に当たっては職員の適正な勤務条件の確保及び人事行政の公正確保に配慮し、採用試験及び研修等に関する政令等を定めるに当たっては人事院の意見を聴いて定めることとしており、特に、各府省等の職員の職務の級の定数の設定及び改定等に当たっては、人事院の意見を十分に尊重することとしております。

なお、内閣総理大臣は、人事院に対し、人事院規則の制定及び改廃を要請できることとしております。

第三に、内閣総理大臣補佐官の所掌事務の変更及び大臣補佐官の制度の創設を行うこととします。

具体的には、内閣総理大臣補佐官の所掌事務は、内閣総理大臣の命を受け、内閣の特定の重要政策に係る内閣総理大臣の行う企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐することに変更することとします。

また、大臣補佐官は、特に必要がある場合に、各府省に置くことができることとし、大臣の命を受け、特定の政策に係る大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、大臣を補佐することとする。ともに、内閣総理大臣補佐官と同様、国会議員が兼ねることを可能とすることとします。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして、雇用と年金の接続のための措置を講ずることの検討に関する附則の修正その他所要の規定の整理が行われております。

以上が本法案の趣旨でございます。(拍手)

新議員の紹介 議事日程追加の件 国家公務員法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

平成二十六年四月二日 参議院會議録第十三号

国家公務員法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

二

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。上月良祐君。

〔上月良祐君登壇、拍手〕

○上月良祐君 自由民主党の上月良祐です。

自由民主党を代表して、ただいま議題となりました国家公務員法等の一部を改正する法律案に對し、質問いたします。

本法案は、政治主導、官邸主導という行政改革の大きな流れの中にあるものと理解いたしております。国力の増進、国益の実現という大目標のために、いかに優秀な官僚機構を整備し、そして動かしていくか、そのための改革でなければなりません。現下の最重要課題は、少子高齢化の中で、いかにデフレを脱却し、成長していくかです。政治家は、官僚組織を使いこなしながら、それを實現していく責任があります。

しかし、政治主導の名の下に、ただ官僚をたたけばいいわけではありません。役人をたたくなら、頭や頬ではなく尻をたたく必要があります。もつと言えは、たたかなくとも自らやる気を持つて動くようにするのが官僚組織の動かし方ではないでしょうか。

さきの民主党政権は、官僚は政治家の決めたことに黙って従えという姿勢が顕著でした。それでは、官僚は皆、上の顔色を見ているだけで、自らチャレンジしていくはずがありません。政権交代の後には、やる気を取り戻し、霞が関にも活気が出てきました。どちらが優れた組織の動かし方か、一目瞭然です。たたき、削り、シュリンクさせる、そんなものは行革の名に全くふさわしくありません。

また、現場の声を行政に反映することも政治家の重要な役割です。官僚組織の中では、ろ過されたきれいな情報しか上がらないものです。現場の生々しい実態は見えませんが、それが見えるのは政治家であり、現場の情報で行政を正していくのは政治家の責務です。

政官関係がどうあるべきかという観点から、行政改革の責任者である稲田大臣御自身のお言葉で、現下の我が国が置かれた状況下における今次改革の理念をお聞かせください。

次に、幹部人事の一元化について伺います。省庁の縦割り体質は、かねてから省あつて国なしと言われてきました。しかし、今回、内閣による人事管理を局長級から審議官級にまで広げることは、使い方によつては大きなインパクトを与えることは間違いありません。すなわち、課長時代から省益ではなく国益を考えて仕事をする意識が生まれることになるかもしれないからです。重要課題を担当する審議官など、花形ポストに登用する際には、これまでの仕事ぶりも含め官邸がチェックできるのですから、その影響力は甚大です。

この仕組みをどれだけ効果的に使えるかがまさに政権の腕の見せどころとなるわけですが、稲田大臣は、幹部人事の一元管理拡大の意義とその仕組みを有効活用するための方策についてどのような考えか、お伺いします。

最後に、国家公務員制度改革基本法第十二条の、国民に開かれた自律的労使関係制度について伺います。

この、国民に開かれたとはどういう意味なのでしょう。開かれているのですから、結果が詳細

に公表され説明されるのは当然のことなのでしょう。自律的というのも、国会や国民との関係で、勝手に勤務条件を決定できるという意味では断じてないはずですが。

基本法ができて五年十か月。この間には民主党政権の三年三か月も含まれています。これほどの期間がたち、また費用便益について国民に示したにもかかわらず、昨年の人事院報告でも、「十分な議論は行われておらず、未だ国民の理解は得られない状況にある」と指摘されています。

そして、この先、国民の理解が得られる見通しがあるのでしょうか。国民に開かれた自律的労使関係とは何かを理解し、この条文の意義を認めている人は国民の中のごく少数ではないでしょうか。そうであるならば、この規定は、その必要性自体も含め、抜本的に再度議論されるべきものと言わざるを得ません。

そもそも、行革の理念に照らしても、この自律的労使関係が前向きな意味を持ち得るのか、私には理解ができません。稲田大臣は、国民に開かれた自律的労使関係についてどう考えなのか、行革の理念との関係をどう捉えておられるのかを伺い、また、私自身はこの自律的労使関係という考え方に強く疑問を呈しまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣稲田朋美君登壇、拍手〕
○國務大臣(稲田朋美君) 今回の国家公務員制度改革関連法案の理念について、政官関係の観点からお尋ねがありました。

政は、行政が公正かつ中立的に行われるよう、国民を代表する立法権者として監視責任を果たし、官を的確に導くものであり、官は、国民全体

の奉仕者として、中立性、専門性を踏まえて、法令に基づき、主に政策の実施、個別の行政執行に当たるものです。政と官は、それぞれの役割分担に基づき、政官一体、かつ霞が関が一枚岩となつて諸課題に取り組むことが重要であると考えます。

今回の法案では、幹部職員人事の一元管理により、政官の接点にある幹部職員の戦略的人材配置を実現するとともに、内閣総理大臣補佐官や大臣補佐官等、内閣の重要政策課題について総理や各大臣を直接支える体制を整備することで各府省一体となつた行政運営を確保し、国益の観点から迅速に行動し実現する公務員制度を構築してまいります。

幹部人事の一元管理についてのお尋ねがありました。

今回の法案においては、国家公務員制度改革基本法に沿つて、各府省の部長、審議官級以上の幹部職員の人事に関し、適格性審査や幹部候補者名簿、任免協議といった法律に基づく仕組みを構築し、内閣で一元的に管理を行うこととしております。この一元管理の仕組みによつて、内閣の重要政策に對した戦略的人材配置を實現し、縦割り行政の弊害を排して各府省一体となつた行政運営が確保されるものと考えております。

また、新たな幹部人事の一元管理の仕組みを有効に活用できるよう、人事評価制度の適切な運用などを通じて、省益ではなく国益の立場を考慮する意識や自らやる気を持つて行動する意識を醸成し、職員一人一人が責任と誇りを持つて職務を遂行できるような制度の運用を図つてまいります。自律的労使関係制度についてのお尋ねがありました。

国家公務員制度改革基本法第十二条は、国会での修正により、政府に対し、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を国民に提示し、その理解の下に、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置する責務を課したものであります。

御指摘の国民に開かれた自律的労使関係に関して、私としては、公務員の労使関係は、国民に対する透明性が確保されなければならず、かつ、全体の奉仕者たる公務員の地位の特殊性に鑑みれば、その勤務条件については国民の代表から成る国会の関与が当然に必要となるものと考えております。

また、公務員制度改革を含む行政改革は、行政機能や政策効果を最大限向上させるとともに、政府に対する国民の信頼を得るために極めて重要な不断の取組であると考えております。

自律的労使関係制度については、これまでの経緯を踏まえれば、多岐にわたる課題があり、これを措置することについてまだ国民の理解が得られるような段階にはないと考えております。このため、ただいま申し上げた行政改革の理念との関係も含め、引き続き慎重に検討する必要があると考えております。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 相原久美子君。

(相原久美子君登壇、拍手)

○相原久美子君 民主党・新緑風会の相原久美子でございます。

本日は、会派を代表し、国家公務員法等の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

今、日本の社会は大きな転換期を迎えています。日本経済がバブル景気とその崩壊を経て低成長期に至る過程で、急速な少子高齢化の進行、様々な格差の拡大など、社会構造は大きく変化しています。

このような時代を背景として、複雑化する様々な行政上の諸課題について、既存の公務員制度では対応が困難になってきました。このため、第二次臨時行政調査会から始まる行政改革から中央省庁再編に至るまで様々な統治機構の改革が行われてきましたが、十分な成果を上げるに至っていません。

本来、議院内閣制を取る我が国において、国会の信任を受けて行政権をつかさどるのが内閣です。この内閣の機能強化を目的として中央省庁再編が行われました。しかし、行政組織の根幹を成す公務員制度改革の本丸は手付かずのまま残されてきました。

一方で、天下りや官製談合などが広く国民の知るところとなります。誰のために何をなすことが行政としてあるべき姿なのか。公務員制度全般に対する不信感が募ってきました。

このような、時代の変化と制度改革の流れ、そして行政と公務員に対する信頼の喪失を受け、いよいよ公務員制度改革が喫緊の課題となりました。国家公務員制度改革基本法の施行から五年を経て、昨年、四度目の正直となる国家公務員法等の一部を改正する法律案が国会に提出されました。民主党は、基本法にのっとり、公務員制度改革を前進させるために、衆議院において自民党、公明党との修正合意を図りました。そして、本日、修正された法案の審議が参議院でスタートします。

ることになります。

ようやく緒に就いた公務員制度改革の柱は、何よりもまず、失われた信頼の回復です。そのためには、国益を担う国家公務員の疲弊感と閉塞感を払拭するために、人事制度を再構築することが必要です。さらには、縦割り行政を是正することによる内閣機能の強化。これらを中心に制度設計することが求められます。

また、この改革は、国家公務員のみならず、地方公務員にも大きな影響を与えるものです。中央政府の在り方は、取りも直さず地方自治の現場にも波及していく、そのような大きな改革であることを私たちは認識しておかなければなりません。

そこで、稲田担当大臣に伺います。

国家公務員法の目的は、国政の運営について、適材を公務に導入して、その能力を十分に発揮させ、安んじて職務に専念できるよう、待遇その他の条件を整備することにあります。つまり、国民に対して、公務の民主的かつ能率的な運営を保障するという行政制度の基盤的な性格を有するものです。公務員制度改革を行う上で、我が国を取り巻く急激かつ大きな情勢変化に対応する行政という視点から今回の改正内容は制度設計されたのでしょうか、また、国民にとって資するものは何なのか、御答弁願います。

次に、若手公務員にとって魅力ある職場とするための取組について伺います。

行政サービスを担う現場は、当然のこととして、幹部及び幹部候補生のみでなく、それを支える数多くの公務員一人一人の力を結集して成り立っています。政府案は、全ての国家公務員にとってやりがいのある仕事につながる内容となつ

ているのでしょうか。

今回の制度改革の議論と並行して、稲田担当大臣の下で、若者にも魅力的な新しい公務員制度を目指して、今後の公務員制度改革の在り方に関する意見交換会が開催されました。若手職員からのヒアリングも行った上で、昨年五月には議論の間整理を取りまとめています。

ヒアリング結果からは、国家公務員の仕事に対するやりがいや誇りをうかがい知ることができました。一方で、公務を取り巻く状況に対しては、幹部、中堅、若手の誰にとっても魅力的に見えない職場、働く意欲と能力の低下が危惧されている、公務員生活に見切りを付けた若手公務員の早期退職が続いているなど、現状と将来への不安が述べられていることが懸念されます。

そこで、稲田担当大臣にお尋ねします。若い優秀な人材に公務員を目指すことを促し、国民サービスに資する公務員として、誇りを持って職務に邁進するための改革の視点は、今回どこに組み込まれているのか、そして今後、具体的にどのように取り組んでいくのでしょうか。

次に、男女共同参画の視点からお尋ねいたします。男女共同参画社会を実現するためには、男女の区別なく、全ての人が働きやすく生きやすい職場環境、生活環境を整えることが重要です。そのため、政府は、民間に先んじて取り組み、社会への規範を示すべきだと考えます。

第三次男女共同参画基本計画では、社会のあらゆる分野における指導的地位に占める女性の割合を二〇二〇年までに三〇%とする目標を掲げています。国家公務員においても、幹部職員への女性

の登用が図られつつありますが、昨年十月現在、本省の課長、室長相当職以上に占める女性の割合は三％にとどまっています。これは、転勤などの職務内容によるところもありますが、国会対応のための残業も小さくない要因と言えるでしょう。女性が登用されにくい環境を私たち自身がつくり出している側面もあることを、自戒の念を込めて指摘したいと思います。

そこで、稲田担当大臣に伺います。

日本政府の上層部に占める女性の割合が低調であることは、国連の女子差別撤廃委員会からも指摘されており、改善すべき課題です。国家公務員法には平等取扱いの原則が明記されています。また、性別を問わず、能力・実績主義とする人事評価制度も、二〇〇七年改正によって組み込まれました。そして、今回の政府案では、「子の養育又は家族の介護を行う職員の状況を考慮した職員の配置その他の措置による仕事と生活の調和を図るための指針」が定められることとされています。具体的にとどのような指針を作成されるのか、大臣の姿勢を含め、御答弁ください。

あわせて、国家公務員における女性の登用を更に進めていくためにどのような工夫が必要とお考えか、御所見を伺います。

関連して、仕事と家庭の両立支援のための制度の一環である育児休業の取得状況についてお尋ねします。

男女共同参画社会の実現には、女性の職場での均等待遇だけではなく、育児や介護など、女性が家庭責任を過重に負っている状況を改善しなければなりません。そのためには、男性の男女共同参画社会への理解と、それを実行に移すことができ

る職場環境の整備が求められます。

二〇一二年度的一般職国家公務員における育児休業の取得状況は、新たに取得した女性が三千六百八人、取得率は九六・五％です。対して、男性は僅か二百八十六人、取得率は三・七％で、前年度と変わらず、依然として低い水準と報告されています。

そこで、田村厚生労働大臣にお尋ねします。

厚生労働省では、男性職員の育児休業取得率は、二〇一二年度で一・三％となっています。これは他省庁と比べると高い部類の値です。さらに、厚生労働省では、二〇一四年度の取得率目標を一三％と設定しています。どのような工夫が高い取得率に結び付いているのか、お教えください。そして、その実践を他省庁にも広げていただきたいと思っています。

次に、国家公務員における非常勤職員の課題についてお尋ねします。

非正規雇用として働く割合は、女性が七割近くを占めています。女性は男性と比較し、結婚、出産、育児などにより就業の中断を余儀なくされることが多いのが現状です。個々人が、能力や働き方に即して柔軟で多様な雇用形態が選択できることはすばらしいことです。しかし、様々な制約により非正規としてしか働くことがかなわない女性にとつて、非正規雇用は雇用継続の不安定さや賃金面などで様々な課題があります。

そこで、新藤総務大臣に伺います。

国家公務員制度では、二〇一〇年に、これまでの日々雇用の非常勤職員についてその任用、勤務実態の見直しがなされ、新たに期間業務職員制度がスタートしています。期間業務職員が常時必要

な補助要員であるとすれば、いわゆる顧問や委員といった本来の非常勤との区別を明確にするため、きちんと法律に位置付けるべきではないでしょうか。あわせて、同一価値労働同一賃金の原則を踏まえ、現在の日給制を改め、月給制とすべきであると考えますが、大臣のお考えをお伺いいたします。

次に、政府案の改正事項について、二点お尋ねいたします。

まずは、内閣人事局と人事院との関係について伺います。

今回の改正の最も重要な一点は、幹部職員人事の一元化など、政治主導による機動的な人事の断行です。しかし、政府案では、内閣人事局の行う各事務において、人事院の意見を聴取したり、その意見を尊重することが規定されており、実際の事務において改革が目指す理想を実現できるのか、課題があるものと思います。

行政コストの肥大化を抑止し、機動的な運用を行うよう、不断の検証と見直しが必要と考えますが、稲田担当大臣の所見を伺います。

また、内閣総理大臣補佐官や大臣補佐官など、政務を支えるスタッフの拡充についてお尋ねします。

政治主導を強化するためには、その決断をなし得る政務一人一人のサポート体制の充実が不可欠です。複雑多様化する課題をスピード感を持って対処していくためには、新たな政治任用スタッフの対処していただくためには、新たな政治任用スタッフと既存の閣僚、副大臣、大臣政務官との役割分担の在り方や指揮命令系統について整理することが重要だと思えます。稲田担当大臣の御所見を伺います。

最後に申し上げます。

公務員制度改革は、今回の法改正で全て終わるわけではありません。目まぐるしく変化する社会情勢に柔軟に対応できる制度改革が常に求められています。例えば、災害時の緊急事態に迅速に機能する体制づくり、そして、その後の復興には、省庁間協力を円滑に行うため、縦割り行政の更なる是正も必要です。また、国家公務員の定年の段階的な引上げと雇用と年金の接続についての検討は追加修正されています。さらには、自律的労使関係制度を含む労働基本権の回復も積み残し課題となっています。国民の益にかなうよう、的確な制度改正を今後とも不断の努力で続けていくことが必要です。

優れた公務員制度が構築され、有能な公務員が集結したとしても、それだけでは政治主導は実現しません。真の政治主導体制の確立のためには、国民の負託を受けている私たち国会議員一人一人の姿勢が問われています。政治と行政の関係を適正に保ちつつ、有能な公務員にその能力を存分に発揮してもらうために、常に標を正していかなければならないことを肝に銘じつつ、私の代表質問を終わります。(拍手)

(国務大臣稲田朋美君登壇、拍手)

○国務大臣 稲田朋美君 今回の公務員制度改革関連法案の理念についてお尋ねがありました。

社会情勢の変化に対応し、我が国が直面する様々な課題を解決するためには、公務員一人一人の職務意欲を引き出し、政府一丸となって国益や国民の声を迅速に実現できるようにすることが重要と考えています。このため、時代に応じた新しい公務員制度を構築すべく、学識経験者、職員団

体、若手官僚などのヒアリングも行いながら丁寧な制度設計を行い、昨年の臨時国会に改革法案を提出したところであります。

本法の成立により、内閣の重要政策の実現などのための戦略的人材配置や、公務員が責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行できる体制が実現され、我が国の中長期的課題に対し、国民の声を十分に反映しながら、適切に対応できるようになると考えております。

若手公務員にとって魅力ある職場づくりについてお尋ねがありました。

我が国が直面する様々な課題に適切に対応するためには、国民全体の奉仕者たるにふさわしい、意欲や能力を有する多様な優秀な人材を確保し、活用し、育成することが不可欠です。

そのため、今回の法案では、例えば、幹部候補育成課程を導入し、採用試験の別にとられない幹部候補育成を進め、対象者に海外や民間等の多様な勤務経験を付与することや、内閣人事局が各府省が行う研修の総合的企画及び調整を行い、職員への幅広い視野、高い専門性、マネジメント能力等の付与等戦略的な人材育成を進めること、採用昇任等基本方針において、仕事と生活の調和を図るための指針等を定めることなどの仕組みを導入することとしています。

このような仕組みを通じ、やる気と能力ある職員を育成し、それらの職員が自らスキルアップを図りつつ、やりがいを持って職務に当たることができるようにしたいと考えております。

仕事と生活の調和を図るための指針及び国家公務員における女性の登用についてお尋ねがありました。

今般の法案においては、国家公務員制度改革基本法の基本理念を踏まえ、新たに仕事と生活の調和を図るための指針を採用昇任等基本方針の閣議決定に加えることを法定することとしております。

具体的な指針の内容は、内閣人事局発足後、関係機関と連携しつつ定めていくこととなりますが、今回の改革の狙いの一つである、若者や女性など全ての職員が意欲的に公務に関わることでできるようなするための取組の一環として、職員の状況を考慮した配置や働き方など、各府省が職員の仕事と生活の調和を図るために取り組むべき指針を定めることを考えております。

また、内閣人事局では、安倍内閣が進める女性が輝く日本の実現に向けた取組の一環として、さきに述べた採用昇任等基本方針等により、公務における女性の活用や、女性が更に活躍できるような環境整備の取組を促進するなど、関係機関と各府省の人事当局と連携しつつ、中核的な役割を果たすことが期待されるものと考えております。

内閣人事局の事務の在り方についてお尋ねがありました。

今回の法案では、内閣人事局と人事院の事務の分担を定めるとともに、両者が互いに相手に意見、要請を行う旨の規定を設けております。これにより、中央人事行政機関の意思疎通が確保され、両者一体となつて効果的、効率的に人事行政を遂行することができるようになるものと考えております。

御指摘のとおり、行政コストの削減は不断に取り組むべき課題であります。既に級別定数関係事務については、衆議院の法案審議において、その

簡素化に関する私の見解を示させていただいておりますが、内閣人事局の発足後も、人事院と連携しつつ、その事務全般の運用状況について不断に検証し、簡素化、効率化に努める必要があると考えております。

新たな政治任用スタッフと既存の閣僚、副大臣、大臣政務官との役割分担及び指揮命令系統の整理についてお尋ねがありました。

現行制度において、内閣総理大臣は、内閣の首長として閣議を主宰すること等を、各大臣は、主任の大臣として行政事務を分担管理すること等を、副大臣は、大臣の命を受け政策及び企画をつかさどり政務を処理すること等を、大臣政務官は、大臣を助け政策及び企画に参画し政務を処理すること等をその職務とするものです。

他方、今回の法案において、所掌事務を改正する内閣総理大臣補佐官及び新たに設置する大臣補佐官は、総理や各大臣の命を受け直接補佐することを職務とする総理や各大臣の個人スタッフであり、総理又は各大臣の命を受けて職務を行う以外、組織内の指揮命令系統には位置付けられず、政策決定過程への直接の関与も行わないものです。このため、内閣総理大臣補佐官及び大臣補佐官は、閣僚等とは役割が異なり、総理及び各大臣の指揮下にあるものの、副大臣や大臣政務官の指揮命令系統の下にはないと考えております。

(拍手)

〔国務大臣田村憲久君登壇、拍手〕
○国務大臣(田村憲久君) 相原久美子議員からは、厚生労働省の男性職員の育児休業取得率についてのお尋ねがございました。

厚生労働省における男性職員の育児休業取得率は、平成二十四年度実績で一・三％となつたと

ところであります。このため、平成二十六年度までの数値目標を、私が指示をいたしました一三％に引き上げ、さらに平成三十一年度までに三〇％を目指すことといたしました。

現在、月に一回、全職員宛てに子育てメールマガジンを発行するとともに、私の発案による男性職員の育児休業取得事例集の周知を行い、職場における育児休業への理解を深め、育児休業の取得を促進しているところであります。各省庁にも御利用いただければ有り難いというふうに思っています。

今後、一層の取得率の向上につながるよう、新たな目標値や推進方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣新藤義孝君登壇、拍手〕
○国務大臣(新藤義孝君) 相原議員から、期間業務職員についてお尋ねをいただきました。

期間業務職員については、国家公務員法に基づく人事院規則等においてその定義、任免、勤務時間など必要な規定を設けており、法令上明確に位置付けているところでございます。

総務省としては、引き続き、各府省に対し、期間業務職員制度の適切な運用を促してまいりたいと存じます。

また、これまで、民間企業における同種の非正規従業員は一般的に月給制が取られていないことなどから、現在、期間業務職員には各府省において日給制で支給されていますが、こうした支給方法の在り方については、人事院において、今後の民間の状況等を見ながら必要な検討がなされるものと承知しております。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 和田政宗君。

(和田政宗君登壇、拍手)

○和田政宗君 みんなの党の和田政宗です。

私は、みんなの党を代表して、国家公務員法等の一部を改正する法律案について質問します。

まず、私の父は官僚でした。一生懸命に国のために働く姿を見てまいりました。そして、官僚には優秀な方々も多いと認識しています。

しかしながら、国家公務員制度は国家経営の根幹に関わるものです。このままでよしとするのではなく、将来にわたって日本国を発展させていくためにも、組織の硬直化を排除し、変えるべきところは変えるという制度改革が必要であると考えます。

東日本大震災で我が国は甚大な被害を受けました。この教訓をしつかりと生かさなくてはなりません。首都直下地震、東海・東南海・南海地震などの大規模災害はいつ起きてもおかしくない状況にあり、領空、領海の防衛が緊迫化する中、国家の非常事態における危機管理の在り方が問われています。本法案によって、具体的にどのような機能強化が図られ、どういった効果があるのか、稲田大臣の明確な答弁を求めます。

国家公務員制度改革は、我が党の一丁目一番地の政策です。それは、官僚組織を真に日本国の発展に資する組織に改革しなければならないと考えているからです。守られ、硬直化した組織ではなく、抜てきや適材適所の人材活用により、活力がみなぎり、柔軟な発想や対応ができる体制にしなければなりません。国家経営も企業経営と同じく、改革、改善ができなくなると衰退の一途をたどるはずだ。

国家公務員制度改革基本法、以下基本法と呼びますが、基本法の施行から既に五年以上が経過しました。この五年の間に政権の枠組みに大きな変化があったことは確かですが、基本法は当時の与野党の垣根を越えて修正がなされ、多くの議員の賛同を得て成立したはずであり、改革の必要性は多くの議員が共有するところだと思います。

しかし、基本法に基づく措置はこれまで全くと言ってよいほど講じられておらず、政府提出法案は既に三度廃案となり、時間ばかりが経過しています。このような事態になった理由を政府はどこにあると分析しているのでしょうか。

政府は、この五年間に国家公務員制度改革をめぐって起きたこと、それを踏まえて、国家公務員制度改革に反映しなければならないことをきちんと総括してこの法案を提出したのでしょうか。

さきの臨時国会においては、本法案の国会提出に先立って、政府に対し、まさにこの場で自民党の協幹事長から同様のお尋ねがありました。その際は政府から明確なお答えはなかったように思います。改めて、どう総括されたのか、政府提出法案が三度廃案になった理由の分析も含め、稲田大臣の明確な答弁を求めます。

もし仮に政府がこの五年間をきちんと総括して本法案を国会に提出したのだとしても、本法案には我々が納得しかねる点が幾つもあります。

以下、時間に限りがありますので、数点に絞ってお尋ねいたします。

まず、本法案では、真に我が国のためになる人材を幹部職員に抜てきする大胆な人事を行うことは不可能であると考えます。抜てき人事を行うためには、抜てきするポストを何らかの方法で空け

なければなりません。本法案には、四年前廃案になった、いわゆる甘利法案における幹部職員の特例降任規定が再度置かれています。甘利法案の翌年、当時野党の自民党と我が党は、幹部職員を特別職とする法案を共同提出し、抜てきや降格をしやすくする踏み込んだ内容のものでした。

しかし、本法案は、それ以前の甘利法案に逆戻りさせようというものです。つまり、抜てきするポストを空ける場合、降任させようとする幹部職員について、ほかの幹部職員に比べて勤務実績が劣っている、ほかの職員を任命した方が優れた業績を上げるといった基準に全て該当すれば降任できるという規定です。

しかしながら、そもそも現在そのような幹部職員がいるなら、その職員を現在の地位に置き続けるのは非常に問題であり、放置している各省庁の大臣は特に問題です。現在、そういう職員がいるのでしょうか。いないのなら、将来にわたってもそういった職員が生じるとは考えられず、この規定は実効性がない無意味なものではないのでしょうか。さらに、もし仮にこの規定に該当する幹部職員がいたとしても、本法案では幹部職員の枠の中でしか降任ができない規定になっています。これは抜てきするためにポストを空けることは極めて困難と言わざるを得ません。

真に我が国のためになる人材を大胆に登用するため、幹部職員については、一般職に適用される国家公務員法の枠の中で曖昧な規定を設けるより、国家公務員法の規定が適用されない特別職とすることで柔軟な人事を行い得る制度に改めるべきと考えますが、なぜそうしなかったのでしょうか。

平成二十二年の自民党と我が党の幹部職員を特別職とする法案の提出当時と今の状況は変わらな

いと考えますが、政府は法案の内容が後退したことについてしつかりと説明をしております。稲田大臣の明確な答弁を求めます。

次に、本法案によって新たに設置されることになる内閣人事局への機能移管ですが、十分とは言えません。人事院、総務省などに関連機能をほぼそのまま温存し、さらに内閣人事局をつくることになっていますが、これでは三元人事行政体制が四元人事行政体制になり、ますます機能不全に陥ります。中でも、人事院から移管する事務については、甘利法案からも平成二十二年の自民・みんな共同提出法案からも、質、量ともに減少しており、内容が後退していると言わざるを得ません。

人事院から内閣人事局に移管する事務については、甘利法案、自民・みんな共同提出法案に問題点があったので本法案で手直しを行った、あるいは、問題点はなかったけれども、それぞれの法案の廃案から現在までの間に環境の変化があったので本法案に反映させた、一体どちらなのか、稲田大臣から明確な答弁を求めます。

また、本法案によって人事院から内閣人事局に移管される事務のうち、級別定数の設定及び改定については人事院の意見を十分尊重することになっていますが、人事院の意見と内閣人事局の意見が食い違ったとき、人事院の意見を全て受け入れないつもりなら、双方の食い違った意見を調整する仕組みが必要になると考えます。本法案にはそのような仕組みは見当たりませんが、本法案が成立した後、どのような仕組みをつくるつもりなのか。それとも、そのような仕組みは不

要であり、つくる予定もないのでしょうか。稲田大臣から明確な答弁を求めます。

さらに、これまで廃案になった法案には、自公政権であろうと民主党政権であろうと関係なく置かれていた、内閣総理大臣による幹部職員の公募に関する規定が本法案にはありません。これも過去の法案に比べて内容が後退しています。なぜ規定を置かなかったのでしょうか。

もし、地方自治体における公募がうまくいっていないということを参考にして本法案に規定を置かなかったとするならば、国が地方の状況に合わせて制度を後退させるのではなく、これまでの法案に倣い、国が率先して幹部職員の公募制度を設け、地方を牽引していく必要があるのではないのでしょうか。地方自治体における公募の現状を含めた稲田大臣の明確な答弁を求めます。

以上、数点に絞ってお尋ねいたしました。国家公務員制度改革基本法に基づく法制上の措置を講ずるに当たっては、基本法の規定を忠実に反映して立案するだけでなく、要らぬ妥協や抵抗を排除して、真に我が国の発展に寄与する国家公務員制度を構築することが重要です。しかしながら、本法案はそうした制度の構築には不十分であることを改めて申し述べ、私の質問といたします。(拍手)

(国務大臣稲田朋美君登壇、拍手)

○国務大臣 稲田朋美君 緊急時の国の対応への公務員制度改革の影響についてお尋ねがありました。

今回の法案では、幹部職員人事の一元管理の仕組みを導入するとともに、必要な機能を有する内閣人事局を設置することにより、内閣の重要政策

に対応した戦略的人材配置を実現するとともに、公務員一人一人が省益でなく国益の立場に立つて行動できるようになり、様々な行政課題の迅速な解決が期待されます。御指摘の大規模災害時や緊急事態においても、こうした考え方に基づいて機動的な人材配置が可能になるものと考えております。

また、手続上も、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害その他緊急やむを得ない場合において、幹部職員の配置に係る任免協議を事後的に行い得るものとする特例を設け、迅速な対応を可能とする仕組みとしております。

過去の政府提出法案が廃案になったことについてお尋ねがありました。

過去の法案は、いずれも様々な議論があつて廃案となったものであり、その要因を特定して申し上げることは困難ですが、過去の法案提出時においても、その都度、公務員の労働基本権や人事院勧告制度について真摯な議論が行われ、結果としては合意に至らず、法案が成立しなかったものと認識をしております。

幹部職員の特例降任制度及び特別職化についてお尋ねがありました。

今般の公務員制度改革は、能力・実績主義の下、内閣の重要政策に対応した戦略的人材配置を実現し、縦割り行政の弊害を排するとともに、政府としての総合的人材戦略を推進しようとするものです。

今回の法案で措置する特例降任制度は、より適任者がいた場合に、成績不良ではない幹部職員を一定の要件の下に降任させることを可能とする制度であり、現時点で個々の幹部職員にこうした要

件を当てはめて特例降任制度の実効性がないとの御指摘は当たらないと考えます。

御指摘の幹部職員の特別職化については、国家公務員制度改革基本法が求めるものではないと理解しております。また、そもそも国家公務員法の大原則である能力・実績主義や政治的中立性堅持などは幹部を含めた全職員に適用されるべきであり、したがって、幹部職員についても、こうした国家公務員法の規定が適用される一般職と位置付けることが基本となると考えております。

人事院から内閣人事局に移管する事務についてお尋ねがありました。

今回の法案の検討に際しては、政權交代等の経験も踏まえ、各方面から人事行政の公正確保や職員の勤務条件の確保の重要性に関する指摘が多くなされたことから、これらに対する配慮を法律上明確化するため、平成二十一年法案を基本としつつ、必要な変更を行ったところです。

具体的には、行政ニーズの変化に対応するため、優れた人材の養成及び活用の確保に関する機能は内閣人事局が担い、公正な任用の確保に関する機能は人事院が担うこと、級別定数を設定、改定する機能は内閣人事局が担い、その設定、改定に当たっては、職員の適正な勤務条件の確保の観点から行う人事院の意見を十分に尊重することとするなど、内閣人事局と人事院との間で適切な役割分担をすることとしております。

また、内閣人事局の設置に当たっては、総務省が担ってきた国家公務員の人事行政に関する機能は全て内閣人事局に移管すること、今後とも国家公務員の人事行政やこれに関連する機能を担う人事院、財務省については、内閣人事局と連携しつつ

一体となつて機能が発揮できるよう、内閣人事局が方針策定、要請等を行うといった法律上の仕組みを新設すること、衆議院における法案審議の際に私から示させていただいた見解にもあるとおり、関係機関が重複して各省に説明を求め、行政コストが肥大化するとといったことが生じないよう事務の簡素化を進めることから、人事行政の四元化との御指摘は当たらないと考えております。

人事院と内閣人事局の意見に相違があつた場合についてお尋ねがありました。

今回の法案に盛り込まれた内閣人事局と人事院との間の意見や要請の仕組みは、いずれも両者の意思疎通を深めるための新たな法的枠組みであります。これらにより、中央人事行政機関の緊密な連携の下、より良い人事行政が実現するものと考えております。

この人事院の意見は、法的な拘束力があるものではありませんが、人事行政の公正確保や職員の勤務条件の確保の観点から尊重されるべきものと考えております。

また、この仕組みを通じて日頃から十分な意思疎通が図られるため、御指摘のようなケースは余り想定していませんが、仮に生じた場合は、人事院と十分かつ丁寧に議論を行った上で、内閣総理大臣が責任を持って最終判断を行うことになると考えております。

幹部職員の公募についてのお尋ねがありました。

公募については、今回の法案において、採用昇任等基本方針の閣議決定に職員の公募に関する指針を追加することを法定し、法律上明確に公募に関する根拠規定を置くこととしており、御指摘は当たりません。

他方、近年の地方公共団体等の公募をめぐる議論の中には、公募による採用制度の在り方など、必ずしも地方の問題の枠にとどまらない議論も行われていると承知しております。

国家公務員制度改革基本法の策定に当たり、公募に関して様々な議論が行われました。例えば数値目標の導入がその一例ですが、目標があることで、その達成のため、必ずしも公募に付することが適当でないポストまで無理に公募することも懸念されたところであります。

政府としては、こうした様々な議論を勘案し、公募については段階的な検証と実施を行いつつ取り組む必要があると考えております。

以上です。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 山下芳生君。

(山下芳生君登壇、拍手)

○山下芳生君 私、日本共産党を代表して、国家公務員法改正案について質問します。

まず、国家公務員制度改革の基本問題について質問します。

本法案は、二〇〇八年に制定された国家公務員制度改革基本法に基づくものとされています。我が党を除く与野党の修正合意で成立したこの基本法を始め、この間、国家公務員制度改革と称して進められてきたのは、第一に内閣一元管理という名の官邸の人事権の強化であり、第二に天下りの全面的な容認でありました。その一方で、公務員制度の根幹問題である労働基本権の回復は一切先送りされてきたのであります。こうした改革が何をもたらしたのか、今厳しく問われなければなりません。

第一に、内閣一元管理という官邸の人事権強化の問題です。

今回の法案に盛り込まれた幹部人事の一元管理は、議院内閣制の下、国家公務員がその役割を適切に果たすことを基本理念の第一に掲げる基本法に従ったものであり、内閣としての一体性を確保などを理由に、官邸の人事権の強化を目指すものであります。

ところが、今まさに問題となっているのが、この間の一連の安倍内閣の人事にほかなりません。安倍総理肝煎りで任命されたNHK経営委員とそこで選ばれた会長が、公共放送のトップとしての資格に欠ける言動を繰り返し、国民の強い批判を招いているのはその一例であります。その役職に求められる能力や識見ではなく、政権との近さを基準とした人事が何をもたらすかは明らかであります。

菅官房長官は、一年前の四月一日、内閣府の新入職員入府式で、国家全体の奉仕者として頑張つてほしいと言い、昨年九月の幹部職員セミナーでは、この政権の方向性を常に念頭に置いて取り組んでもらいたいと述べました。驚くべき発言です。安倍政権が求めているのは、国民に奉仕する公務員ではなく、政権に服従する公務員なのです。か、お答えください。

法案が導入する幹部人事の一元管理は、政府の幹部公務員候補を官房長官が審査し、その任免にも官邸が関わるものとなっています。こうした制度の下で、幹部になるために必要な能力は、その専門能力や国民目線ではなく、政権への近さ、果ては政権へのおもねりになっていくのではありませんか。これこそ獵官主義ではありませんか。

言うまでもなく、日本国憲法は、戦前の天皇の官吏から全体の奉仕者へと公務員制度の理念を百八十度転換しました。公務員は、憲法の国民主権の下、全体の奉仕者として、法律に基づき、職務遂行の中立公平が求められることとなったのです。

ところが、歴代自民政権の下でこの理念はねじ曲げられ、大企業奉仕、日米同盟最優先の政治を担う官僚集団とされ、業界との癒着構造が形成されてきました。内閣一元制度の導入は、それを一層悪化させるものであります。求められているのは、現憲法の精神に沿った公務員制度の民主的改革であります。

第二に、天下り禁止の問題です。公務員制度への国民の信頼を壊してきた最大の悪弊は、歴代自民政権の下で繰り返されてきた官民の癒着、高級官僚の天下り、わたりでありました。この悪弊を絶ち切るためには、天下り禁止を厳格に実施することです。

ところが、第一次安倍内閣は、二〇〇七年、天下りのあつせんを禁止するだけで、それまであつた天下りそのものの原則禁止規定を国家公務員法から削除してしまいました。

その結果、何が起きたでしょうか。二〇一一年には、前資源エネルギー庁長官が東京電力に直接天下りするという前代未聞の事態が起こりました。監督庁から監督企業への最悪の天下りでありました。三・一一原発事故と国民からの強い批判の中で、前長官は東電顧問を辞職し、経産省は幹部公務員の電力業界への天下りを自粛せざるを得なくなりしました。数々の官製談合を繰り返してきた防衛省においても、関連企業への天下り自粛を継続

しています。

官民の癒着を断ち切るためには、こうした自粛措置にとどまるのではなく、改めて天下りそのものを厳格に禁止することこそ必要なのではありませんか。

加えて、国土交通省の前事務次官自ら、所管する業界への天下りあつせん、口利きを行っていたことが大問題となりました。ところが、このトップ官僚による重大な国公法違反に対し、安倍内閣は何の処分も行っていないではありませんか。こうした姿勢が公務員制度に対する国民の信頼を失っているとは思いませんか。

第三に、公務員の労働基本権回復の問題です。

日本国憲法は、そもそも、公務員を含む全ての労働者に基本的な人権として労働基本権を保障しています。ところが、憲法制定の直後、一九四八年に、公務員の争議行為の禁止を日本政府に押し付けたマッカーサー指令によつてこの基本権が公務員から剝奪され、以来、その回復が我が国公務員制度の根本的な課題となってきたのであります。

公務員は、国民の権利を尊重する立場で仕事をすることが求められます。そのためには、自らの人権が保障されていることが不可欠です。にもかかわらず、基本法には、「自律的労使関係制度を措置するものとする」という不十分な規定が置かれたのであります。労働基本権の回復こそ、公務員制度改革の根本に据えるべきではありませんか。

公務員の労働基本権の保障は世界的なスタンダードであります。ILOは、二〇〇二年、日本政府に対し、公務員の労働基本権に対する現行の制約を維持するとの考えを再考すべきであると求

め、以後、一貫して公務員への労働基本権の付与を勧告してきました。

稲田大臣は、衆議院の法案審査において、これらILO勧告について、公務員制度改革について関係者と十分話し合うこと、改革の進展について情報提供を続けることの二つを要請しているとの認識を述べられていますが、これは一貫して労働基本権の付与を求めてきたILO勧告の核心からあえて目をそらすものではありませんか。

最後に、法案について具体的に二点質問します。

まず、人事の中立性、公正性の問題です。

法案は、幹部職員人事の一元化として、官房長官による適格性審査と幹部候補者名簿の作成を規定しています。政治家である官房長官による審査で中立公正な審査ができるのですか。

法案は、幹部職員の降任の条件として、当該幹部職員が他の幹部職員に比して勤務実績が劣っていることを要件にしていますが、稲田大臣は、衆議院の審議において、「能力が劣っていないくても、ほかにいい人を登用したいがために、一つポストを下げる、そういう特例の降任制度」と答弁されました。一体、ポストを下げる客観的な基準はあるのですか。幹部職員の登用においても降任においても、政権の意のままということですか、お答えください。

次に、人事院の代償機能の問題です。

設置される内閣人事局には、総務省及び人事院から人事に関する事務が移管されますが、その中には級別定数の事務も含まれています。勤務条件そのものである級別定数を、第三者機関である人事院から移管し、使用者中の使用者である内閣人

事局が決定するということになれば、人事院の代償機能を後退させることになるのではありませんか。

以上、法案の徹底審議を求めて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣稲田朋美君登壇、拍手)

○国務大臣(稲田朋美君) 幹部人事の一元管理についてのお尋ねがありました。

今回の公務員制度改革において導入を予定している適格性審査、任免協議等の幹部人事の一元管理プロセスは、能力・実績主義の下、いずれも各大臣の任命権を前提とする仕組みとしております。

その上で、適格性審査においては、人事評価結果等の客観的な資料により、審査対象者が必要な標準職務遂行能力を有しているかどうかという客観的な基準により確認することといたしております。

また、幹部職の個別の人事に係る任免協議においては、任命権者である各大臣が作成した人事案について内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議が行われるものであり、複数の視点によるチェックが行われ、公正性が担保される仕組みとしていくところと見られます。したがって、幹部職員になるために必要な要素が政権への近さや政権へのおもねりになっていくとの御指摘は当たらないものと考えます。

また、猟官主義とは、縁故や個人的なつながり等に基づいて任用を行う制度と承知しておりますが、幹部人事の一元管理は、能力・実績主義に基づいて適材適所の人事配置を行うものであり、猟官主義との御指摘は当たらないものと考えております。

ます。

天下りについてのお尋ねがありました。

国家公務員の再就職に関して、問題なのは、公務員OBの口利き、予算、権限を背景とした再就職の押し付け等の不適切な行為であります。平成十九年の国家公務員法改正により、こうした行為を直接的に禁止するとともに、規制違反行為に関する監視体制として再就職等監視委員会を整備したところであり、今後とも、再就職等監視委員会による監視の下、再就職規制の厳格な運用を通じて、国民の疑念を招く天下りを根絶し、再就職に関する国民の疑念を払拭してまいります。

公務員の労働基本権についてのお尋ねがありました。

憲法第二十八条に定める労働基本権は、勤労者に保障された権利ですが、公務員については、その地位の特殊性と職務の公共性から必要最小限度の制限が許容されていると解されております。

また、自律的労使関係制度の措置は、国家公務員制度改革基本法第十二条に基づき、公務員制度改革において政府に課せられた責務の一つではありますが、これまでの経緯を踏まえれば、多岐にわたる課題があり、引き続き慎重に検討する必要がありますと考えております。

なお、御指摘の争議権を含めた労働基本権の回復が公務員制度改革の根本的な問題との御指摘は当たらないと考えております。

労働基本権に係るILO勧告についてのお尋ねがありました。

ILOからは、我が国の公務員の労働基本権の制限に関して勧告されていますが、勧告は、基本的に、公務員制度改革について関係者と十分話し

合うこと、改革の進展について情報提供を続けることの二つを要請したものと認識をしております。

自律的労使関係制度については、民主党政権下の平成二十三年六月に国会に提出された国家公務員制度改革関連四法案が廃案になったことなど、これまでの経緯を踏まえれば、引き続き慎重に検討する必要があると考えております。

適格性審査及び幹部候補者名簿の作成について、中立公正の観点からお尋ねがありました。

適格性審査においては、人事評価結果等の客観的な資料により、審査対象者が必要な標準職務遂行能力を有しているかどうかという客観的な基準により確認することとしております。また、幹部候補者名簿については、適格性審査の結果、標準職務遂行能力を確認された者を幹部候補者として記載する仕組みであります。

このような適格性審査、幹部候補者名簿の作成は、客観的な判断材料、客観的な判断基準に基づいて行われる能力・実績主義の下での仕組みであるため、公正中立性は確保されており、御懸念は当たらないものと考えております。

特例降任制度について、職員を降任させる場合の客観的な基準についてのお尋ねがありました。

現行国家公務員法においても、成績不良の場合であれば降任は可能であります。今回の法案においては、適材適所の幹部人事を実現するため、成績不良の場合でなくとも、一定の要件の下に降任を可能とする新たな制度として特例降任制度を設けております。

具体的には、特例降任においては、同じ組織で同じクラスの他の幹部職員と比較して勤務実績が

相対的に劣っていること、その人に代えて、そのポストに任命すべき適当な者がほかにいる場合であること、他のポストに転任させることができない等、降任以外に方法がないこととの三つの要件を満たした場合に降任を可能とする仕組みとしております。また、より詳細な基準については、人事院規則において定めることといたしております。

幹部職員の登用及び降任についてのお尋ねがありました。

今般導入する適格性審査や任免協議等の幹部人事の一元管理プロセスは、各大臣の任命権を前提として、能力・実績主義に基づく客観的な人事評価の結果と、幹部職に係る標準職務遂行能力の有無や、それぞれの官職ごとに求められる専門的な知識や経験等の有無を考慮した適性にに基づき判断を行うこととしております。

また、同じく新たに導入する特例降任制度は、能力・実績主義の下、弾力的な人事配置の実現のために、成績不良の場合でなくとも一定の要件の下に降任を可能とする制度であり、その要件は本法案において客観的に定められているものであります。

このように、幹部人事の一元管理プロセスや特例降任制度は、能力・実績主義に基づいて幹部職員の適材適所の人材配置を実現するためのものであり、総理大臣等の意向で誰でも登用したり降任させたりできるものではないため、御指摘は当たらないものと思ひます。

級別定数に関する機能を内閣人事局が担うことについてお尋ねがありました。

級別定数は、職責によるポストの格付を踏まえ、職員の勤務条件の確保の必要性を考慮して設

定、改定されるものですが、今回の法案の検討過程で、この職員の勤務条件の確保の重要性について各方面から指摘をいただいたことを踏まえ、法案では、内閣総理大臣が人事院からの意見を十分尊重してその設定、改定を行うこととしております。

このような仕組みにより、今回の法案による改正後も、人事院が、労働基本権制約の代償機能を担う第三者機関として、職員の適正な勤務条件を確保するため、引き続き重要な役割を果たしていくことといたしております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣菅義偉君登壇、拍手)

○国務大臣(菅義偉君) 公務員のあるべき姿についてお尋ねがありました。

現在、我が国が直面する様々な課題を解決していくためには、内閣の重要政策に対応した戦略的人材配置を実現をして、縦割り行政の弊害を排し、各府省一体となつて行政運営を確保するとともに、政府としての総合的人材戦略を確立をし、職員一人一人が責任と誇りを持って職務を遂行できるようにするための公務員制度改革が急務であります。

このような観点から、幹部職員人事の一元管理を行うことによつて、政官の接点にある各府省の幹部職員について戦略的人材配置を実現することにも、職員一人一人が省益ではなくて国益を考え、自らやる気を持つて国民のために職務を遂行することが可能になるものと考えております。

天下り禁止の問題について発言がありました。

御指摘の事案については、再就職等監視委員会による違反認定時には対象者が退職後であつたために懲戒処分は行われておりませんが、同委員会

において談話を発表し、各府省に対して再就職等規制の周知徹底を依頼したものと承知をいたしております。

今後とも、同委員会による監視の下、こうした不適切な行為を厳格に規制していくことで天下りを根絶をし、再就職に関する国民の疑念を払拭してまいります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長大久保勉君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(大久保勉君登壇、拍手)

○大久保勉君 ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国産業の競争力の強化に資するため、特許法における手続期間に関する救済措置の拡充、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の実施のための規定の整備、色彩、音等の新しい商標の保護対象への追加及び弁理士の業務追加等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特許等の審査体制の充実の必要性、新しい商標の保護対象の範囲及び基準の在り方、地域団体商標の適用拡大の意義及び

品質維持の在り方、弁理士の使命の明確化と業務の拡充による効果、営業秘密の流出防止策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願ひます。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひます。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

二百二十八

反対

一

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十五分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長		議員	
山崎 正昭君	奥石 東君	吉良よし子君	又市 征治君	矢倉 克夫君	杉 久武君
		山本 博司君	横山 信一君	堀井 巖君	田村 智子君
		辰巳孝太郎君	吉田 忠智君	紙 智子君	石川 博崇君
		河野 義博君	佐々木さやか君	新妻 秀規君	平木 大作君
		倉林 明子君	福島みずほ君	若林 健太君	高階恵美子君
		秋野 公造君	竹谷とし子君	仁比 聡平君	大門実紀史君
		若松 謙維君	中西 祐介君	熊谷 大君	大家 敏志君
		井上 哲士君	小池 晃君	浜田 昌良君	山本 香苗君
		谷合 正明君	磯崎 陽輔君	愛知 治郎君	岡田 広君
		市田 忠義君	山下 芳生君	荒木 清寛君	山口那津男君
		魚住裕一郎君	西田 実仁君	長沢 広明君	山本 一太君
		森 まさこ君	藤川 政人君	磯崎 仁彦君	上野 通子君
		舞立 昇治君	三木 亨君	三宅 伸吾君	宮本 周司君
		森屋 宏君	山下 雄平君	馬場 成志君	羽生田 俊君
		二之湯武史君	長峯 誠君		

中泉 松司君	長谷川 岳君	三原じゅん子君	渡辺 猛之君	江島 潔君	赤池 誠章君
井原 巧君	石井 正弘君	石田 昌宏君	石井 準一君	宇都 隆史君	岩井 茂樹君
丸川 珠代君	青木 一彦君	丸山 和也君	山田 俊男君	関口 昌一君	水落 敏栄君
有村 治子君	北川イッセイ君	小泉 昭男君	末松 信介君	岩城 光英君	衛藤 晟一君
金子原二郎君	鶴保 庸介君	橋本 聖子君	岸 宏一君	山本 順三君	脇 雅史君
堀内 恒夫君	福岡 資麿君	谷 亮子君	山本 太郎君	山田 修路君	渡邊 美樹君
糸数 慶子君	主濱 了君	豊田 俊郎君	堂故 茂君	柘植 芳文君	滝波 宏文君
滝沢 求君	高橋 克法君	太田 房江君	大野 泰正君	北村 経夫君	大沼みずほ君
古賀友一郎君	上野 良祐君	酒井 庸行君	島田 三郎君	古川 俊治君	西田 昌司君
塚田 一郎君	石井みどり君	島尻安伊子君	佐藤 正久君	佐藤 信秋君	佐藤ゆかり君

伊達 忠一君	岡田 直樹君	宮沢 洋一君	中川 雅治君	二之湯 智君	野村 哲郎君
松村 祥史君	松下 新平君	溝手 顕正君	柳本 卓治君	武見 敬三君	山崎 力君
山谷えり子君	木村 義雄君	小坂 憲次君	鴻池 祥肇君	尾辻 秀久君	中曾根弘文君
森本 真治君	磯崎 哲史君	石上 俊雄君	浜野 喜史君	安井美沙子君	小西 洋之君
石橋 通宏君	大野 元裕君	西村まさみ君	徳永 エリ君	高野光二郎君	斎藤 嘉隆君
田城 郁君	難波 奨二君	有田 芳生君	島村 大君	野田 国義君	金子 洋一君
風間 直樹君	牧山ひろえ君	大島九州男君	相原久美子君	林 久美子君	片山さつき君
尾立 源幸君	大久保 勉君	白 眞勲君	足立 信也君	藤本 祐司君	水岡 俊一君
津田弥太郎君	猪口 邦子君	小林 正夫君	大塚 耕平君	福山 哲郎君	櫻井 充君
増子 輝彦君	那谷屋正義君	山東 昭子君	小川 勝也君	直嶋 正行君	神本美恵子君
田中 直紀君	羽田雄一郎君	郡司 彰君	榛葉賀津也君	浜田 和幸君	田中 茂君

清水 貴之君	平野 達男君	真山 勇一君	渡辺美知太郎君	藤巻 健史君	吉川 沙織君
荒井 広幸君	柴田 巧君	和田 政宗君	儀間 光男君	蓮 舫君	広田 一君
藤末 健三君	川田 龍平君	井上 義行君	薬師寺みちよ君	東 徹君	芝 博一君
加藤 敏幸君	柳澤 光美君	小野 次郎君	山口 和之君	山田 太郎君	中野 正志君
室井 邦彦君	小見山幸治君	小川 敏夫君	長浜 博行君	寺田 典城君	中西 健治君
松田 公太君	アントニオ猪木君	前川 清成君	北澤 俊美君	柳田 稔君	前田 武志君
水野 賢一君	行田 邦子君	江口 克彦君	松沢 成文君	片山虎之助君	
国務大臣		総務 大臣	新藤 義孝君	厚生労働大臣	田村 憲久君
		経済産業大臣	茂木 敏充君	国務大臣 (内閣官房長官)	菅 義偉君
		国務大臣	稲田 朋美君	副大臣	
		内閣府副大臣	後藤田正純君		

議長の報告事項

去る三月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

浜田 和幸君

補欠

荒井 広幸君

総務委員

辞任

柘植 芳文君

補欠

木村 義雄君

石上 俊雄君

田中 直紀君

林 久美子君

西村まさみ君

東 徹君

片山虎之助君

外交防衛委員

辞任

藤田 幸久君

補欠

金子 洋一君

財政金融委員

辞任

金子 洋一君

補欠

藤田 幸久君

厚生労働委員

辞任

木村 義雄君

補欠

柘植 芳文君

西村まさみ君

林 久美子君

経済産業委員

辞任

片山虎之助君

補欠

東 徹君

国土交通委員

辞任

荒井 広幸君

補欠

浜田 和幸君

環境委員

辞任

田中 直紀君

補欠

石上 俊雄君

室井 邦彦君

清水 貴之君

清水 貴之君

室井 邦彦君

予算委員

辞任

江崎 孝君

補欠

安井美沙子君

決算委員

辞任

岩井 茂樹君

補欠

山谷えり子君

尾立 源幸君

斎藤 嘉隆君

相原久美子君

安井美沙子君

小西 洋之君

倉林 明子君

江崎 孝君

柴田 巧君

紙 智子君

行政監視委員

辞任

山谷えり子君

補欠

岩井 茂樹君

小西 洋之君

斎藤 嘉隆君

山下 芳生君

倉林 明子君

議院運営委員

辞任

堂故 茂君

補欠

二之湯武史君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(中根康浩君外七名提出)(衆第一〇号)

同日議長は、次の議員提出案を厚生労働委員会に付託した。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(薬師寺みちよ君外一名発議)(参第七号)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一五号)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一六号)

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一七号)

同日衆議院から次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済産業委員会に付託した。

貿易保険法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済産業委員会に付託した。

貿易保険法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済産業委員会に付託した。

貿易保険法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

海産物のストロンチウム九十汚染に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第五〇号)

国有財産の管理に関する質問主意書(江口克彦君提出)(第五一号)

浄化槽の維持管理に関する第三回質問主意書(小見山幸治君提出)(第五二号)

敗戦直後からの確定債務・休眠口座などの現状に関する再質問主意書(藤田幸久君提出)(第五三号)

「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七條第一項の一般拠出金率の改定案」に関する第三回質問主意書(川田龍平君提出)(第五四号)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会平成二十二年財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会平成二十三年財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

昨一日内閣総理大臣から平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙の繰上補充による当選人について通知書を受領した。

田中 茂君 (藤巻幸夫君死去による)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

荒井 広幸君

補欠

浜田 和幸君

総務委員

辞任

木村 義雄君

補欠

石上 俊雄君

田中 直紀君

西村まさみ君

林 久美子君

外交防衛委員

辞任

金子 洋一君

補欠

藤田 幸久君

財政金融委員

辞任

藤田 幸久君

補欠

金子 洋一君

厚生労働委員

辞任

柘植 芳文君

補欠

木村 義雄君

林 久美子君

西村まさみ君

経済産業委員

辞任

浜田 和幸君

補欠

荒井 広幸君

国土交通委員

辞任

石上 俊雄君

補欠

田中 直紀君

清水 貴之君

室井 邦彦君

環境委員

辞任

室井 邦彦君

補欠

清水 貴之君

決算委員

辞任

紙 智子君

補欠

辰巳孝太郎君

川田 龍平君

柴田 巧君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国の統治機構に関する調査会委員

辞任

江田 五月君

補欠

石橋 通宏君

東 徹君

清水 貴之君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

少年法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第六五号)審査報告書

審査報告書

特許法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年四月一日

経済産業委員長 大久保 勉

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国産業の競争力の強化に資するため、特許法における手続期間に関する救

済措置の拡充、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の実施のための規定の整備、色彩、音等の新しい商標の保護対象への追加及び弁理士の業務追加等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 我が国企業等による知的財産権の国内外における取得・保護・活用・要請の高まりに的確に対応する観点から、審査の更なる迅速化、効率化及び質の更なる向上を図り、その実現のために任期付審査官の確保を始めとする審査体制の強化に努めるとともに、知的財産関連条約に関わる国際的な業務の重要性を考慮し、高度な専門性を有する職員の育成、中小企業を含む我が国企業の知的財産関連の活動を支える人材を育成する取組等に特段の努力を払うこと。

二 我が国の知的財産に関する紛争処理システムの品質の確保及び国際的なプレゼンスの向上を図る観点から、諸外国の紛争処理システムや知的財産に係る訴訟数、勝訴率等の現状について調査・分析を行い、知的財産の紛争処理に関わる人員の拡充、人材育成及び能力向上等の施策を通じ、世界最高の知的財産立国実現の基盤整備を図ること。

三 特許の異議申立制度の創設に当たっては、現行の無効審判制度と併存することに伴い、特許

の有効性に対する第三者からの申立又は請求手続に混同が生じたり、異議申立と無効審判請求の同時係属による解決の長期化が生じたりすることのないよう、両制度の役割分担を明確にするとともに、制度運用面において柔軟な措置を講じること。

四 意匠の国際出願制度を導入するに当たっては、簡便な手続により複数国への国際意匠登録出願を可能にする「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」のメリットを最大限享受できるようにするため、複数意匠一括出願制度等と我が国における意匠制度との調和を早期かつ適切に図るとともに、利用者側において円滑な手続が採られるよう、国際意匠登録制度・手続の内容について分かりやすい周知に努めること。

五 色彩や音を始めとする新しい商標の保護の導入に当たって、自他商品役務の識別力の判断等に際し、商標権の権利範囲の明確化が欠かせないものであることに鑑み、権利範囲の特定方法、商標の類否に係る判断基準を早急に策定すること。

また、地域団体商標については、今後、地域の優れた産品等の魅力向上により海外展開、観光振興、地域経済活性化に一層資するものとなるよう、弁理士を始めとする専門家も関与した取得支援策を充実させること。

六 特許等出願以前の段階における相談等を弁理士の業務として拡充することに伴い、弁理士が知的財産に関する幅広い相談を受けるに際して、利用者の利便性増進の観点から、相談の内容に応じて弁理士、中小企業診断士等の専門

平成二十六年四月二日 参議院会議録第十三号

家との適切な連携が可能となるような体制の整備を図ること。

七 知的財産政策の効果が中小企業に対しても十分にわたらされるよう、知財総合支援窓口等の相談体制の充実や事業を海外に展開する中小企業の国際出願・模倣品被害対策のための支援内容・体制の拡充等に努めるとともに、これらの支援策の利用を更に促進するため周知徹底を図ること。

右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十六年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「削除」を「特許異議の申立て(第四百三十三条 第四百二十条の八)」に改める。

第六條第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特許異議の申立てをすること。

第七條第四項中「法定代理人が、」の下に「その特許権に係る特許異議の申立て又はを加え、又は再審」を若しくは再審に改める。

第十七條第一項ただし書中「第十七條の四」を

特許法等の一部を改正する法律案

「第十七條の五」に、「又は」を、「第四十一條第四項若しくは第四十三條第一項(第四十三條の二第二項 第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面又は第四百二十條の五第二項若しくは」に改める。

第十七條の二第一項第一号中「第四百七十四條第一項」を「第四百七十四條第二項」に改める。

第十七條の三を次のように改める。

(要約書の補正)

第十七條の三 特許出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

第十七條の四中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

特許権者は、第四百二十條の五第一項又は第六項の規定により指定された期間内に限り、同条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

第十七條の四を第十七條の五とする。

(優先権主張書面の補正)

第十七條の四 第四十一條第一項又は第四十三條第一項、第四十三條の二第一項(第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張をした者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第四十一條第四項又は第四十三條第一項(第四十三條の二第二項 第四十三條の三第三項において

準用する場合を含む。)及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面について補正をすることができる。

第二十三條第一項及び第二十四條中「審査」の下に、「特許異議の申立てについての審理及び決定」を加える。

第二十八條第一項中「旨の」の下に「決定若しくは」を加える。

第三十條第三項中「証明する書面」の下に「(次項において「証明書」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

第三十六條の二第二項中「その特許出願の日」の下に「(第四十一條第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三條第一項、第四十三條の二第一項(第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七

年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)第四條C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一條第一項、第四十三條第一項、第四十三條の二第一項(第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日、第六十四條第一項において同じ。)を加える。

第三十九條第四項中「第四十六條第五項」を「第四十六條第六項」に改める。

第四十一條第一項第一号中「場合」の下に「(その特許出願を先の出願の日から一年以内に行つたことができなかったことについて正当な理由がある場合であつて、かつ、その特許出願が経済産業省令で定める期間内にされたものである場合を除く。)」を加え、同条第二項中「若しくは第四十三條の二第一項」を「第四十三條の二第一項(第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四十三條の三第一項」に改め、「第二項」の下に「これらの規定を」を、「第十七條の二第六項」の下に「第百二十條の五第九項」を、「第三十三條の三第一項」の下に「これらの規定を」を加え、同条第三項中「若しくは第四十三條の二第一項」を「第四十三條の二第一項 第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四十三條の三第一項」に改め、「第二項」の下に「これらの規定を」

を加え、同条第四項中「特許出願と同時に」を「経済産業省令で定める期間内」に改める。

第四十二条第一項中「一年三月」を「経済産業省令で定める期間」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「一年三月」を「経済産業省令で定める期間」に改め、同条第三項中「一年三月以内」を「経済産業省令で定める期間内」に改める。

第四十三条第一項中「特許出願と同時に」を「経済産業省令で定める期間内」に改め、同条第二項第三号中「又は次条第一項」を「次条第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

6 第二項に規定する書類又は前項に規定する書面を提出する者がその責めに帰することができない理由により第二項に規定する期間内にその書類又は書面を提出することができないときは、同項又は前項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその書類又は書面を特許庁長官に提出することができる。

7 第一項の規定による優先権の主張をした者が前項の規定により第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出したときは、第四項の規定は、適用しない。
第四十三条の二の見出しを削り、同条第三項中「前条」を「前二条」に改め、同条を第四十三条の三とする。
第四十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

（パリ条約の例による優先権主張）

第四十三条の二 パリ条約第四条D(1)の規定により特許出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、同条C(1)に規定する優先期間（以下この項において「優先期間」という。）内に優先権の主張を伴う特許出願をすることができなかった者は、その特許出願をすることができなかったことについて正当な理由があり、かつ、経済産業省令で定める期間内にその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であつても、同条の規定の例により、その特許出願について優先権を主張することができる。

2 前条の規定は、前項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

第四十四条第二項ただし書中「並びに」を「及び」に改め、「第四十一条第四項及び第四十三条第一項（前条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第三項中「第四十三条第二項の下に「第四十三条の二第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）及び」を加え、同条第四項中「第二項（の下に「これらの規定を第四十三条の二第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）及び」を加え、同条に次の一項を加える。

7 第一項に規定する新たな特許出願をする者がその責めに帰することができない理由により同項第二号又は第三号に規定する期間内にその新たな特許出願をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその新たな特許出願をすることができるとする。

間の経過後六月以内にその新たな特許出願をすることができるとする。

第四十六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定による出願の変更をする者がその責めに帰することができない理由により同項ただし書に規定する期間内にその出願の変更をすることができないとき、又は第二項の規定による出願の変更をする者がその責めに帰することができない理由により同項ただし書に規定する三年の期間内にその出願の変更をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその出願の変更をすることができるとする。

第四十六条の二第二項ただし書中「第四十一条第四項、第四十三条第一項（第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第三項中「同項第三号」を「同項第一号又は第三号」に、「同号」を「これら」に、「その期間」を「これらの規定に規定する期間」に改める。

第四十八条の三第四項中「又は第二項」を削り、同条に次の四項を加える。

5 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第一項に規定する期間内にその特許出願について出願審査の請求をすることができなかったことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内で同項に規定する期間の経過後一年以内に限り、出願審査の請求を

することができる。

6 前項の規定によりされた出願審査の請求は、第一項に規定する期間が満了する時に特許庁長官にされたものとみなす。

7 前三項の規定は、第二項に規定する期間内にし出願審査の請求がなかつた場合に準用する。

8 第五項（前項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。の規定により特許出願について出願審査の請求をした場合において、その特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、その特許出願が第四項（前項において準用する場合を含む。）の規定により取り下げられたものとみなされた旨が掲載された特許公報の発行後その特許出願について第五項の規定による出願審査の請求があつた旨が掲載された特許公報の発行前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

第五十条の二中「第七十四条第一項」を「第七十四条第二項」に改める。

第五十四条第一項中「ときは、」の下に「特許異議の申立てについての決定若しくは」を加える。

第六十四条の二第一項第二号中「又は第四十三条の二第一項」を「第四十三条の二第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項」に、「第四十三条の二第三項」を「第四十三条の二第二項

(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)及び第四十三条の三第三項に改める。 第六十五条第五項中「除く。」の下に、「第十四条第二項の取消決定が確定したとき」を加える。 第六十七条の二の二に次の一項を加える。 4 第一項の規定により同項に規定する書面を提出する者がその責めに帰することができない理由により同項に規定する日までにその書面を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、一月)以内で同項に規定する日の後二月以内にその書面を特許庁長官に提出することができる。 第四百四条の三第三項中「第二百二十三条第二項ただし書を、第二百二十三条第二項に、「特許を受ける権利を有する者」を「特許無効審判を請求することができる者」に改める。 第四百四条の四中「掲げる」及び「おいて、当該の下に「決定又は」を加え、同条第一号中「当該特許を」の下に「取り消すべき旨の決定又は」を加え、同条第三号中「旨の」の下に「決定又は」を加える。 第百八条に次の一項を加える。 4 特許料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその特許料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその特許料を納付することができる。	第百十一条第一項第二号中「特許を」を「第百十四条第二項の取消決定又は特許を」に改め、同条第二項中「第三号の特許料については」の下に「第百十四条第二項の取消決定又は」を加え、同条に次の一項を加える。 3 第一項の規定による特許料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。 第五章 特許異議の申立て (特許異議の申立て) 第百十三条 何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限り、特許庁長官に、特許が次の各号のいずれかに該当することを理由として特許異議の申立てをすることができ、この場合において、二以上の請求項に係る特許については、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができ、 一 その特許が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願(外国語書面出願を除く。)に対してされたこと。 二 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたこと。 三 その特許が条約に違反してされたこと。	四 その特許が第三十六条第四項第一号又は第六項(第四号を除く。)に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたこと。 五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないこと。 (決定) 第百十四条 特許異議の申立てについての審理及び決定は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。 2 審判官は、特許異議の申立てに係る特許が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その特許を取り消すべき旨の決定(以下「取消決定」という。)をしなければならぬ。 3 取消決定が確定したときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。 4 審判官は、特許異議の申立てに係る特許が前条各号のいずれかに該当すると認めないときは、その特許を維持すべき旨の決定をしなければならぬ。 5 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。 (申立ての方式等) 第百十五条 特許異議の申立てをする者は、次に掲げる事項を記載した特許異議申立書を特許庁長官に提出しなければならない。 一 特許異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所 二 特許異議の申立てに係る特許の表示 三 特許異議の申立ての理由及び必要な証拠	の表示 2 前項の規定により提出した特許異議申立書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、第百十三条に規定する期間が経過する時又は第百二十条の五第一項の規定による通知がある時のいずれか早い時までにした前項第三号に掲げる事項についてする補正は、この限りでない。 3 審判長は、特許異議申立書の副本を特許権者に送付しなければならない。 4 第百二十三条第四項の規定は、特許異議の申立てがあつた場合に準用する。 (審判官の指定等) 第百十六条 第百三十六条第二項及び第百三十七条から第百四十四条までの規定は、第百四十四条第一項の合議体及びこれを構成する審判官に準用する。 (審判書記官) 第百十七条 特許庁長官は、各特許異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。 2 第百四十四条の二第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。 (審理の方式等) 第百十八条 特許異議の申立てについての審理は、書面審理による。 2 共有に係る特許権の特許権者の一人について、特許異議の申立てについての審理及び決定の手續の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、共有者全員についてその効力を生ずる。
---	---	---	---

(参加)

第百十九条 特許権についての権利を有する者その他特許権に関し利害関係を有する者は、特許異議の申立てについての決定があるまでは、特許権者を補助するため、その審理に参加することができる。

2 第百四十八条第四項及び第五項並びに第百四十九条の規定は、前項の規定による参加人に準用する。

(証拠調べ及び証拠保全)

第百二十条 第百五十条及び第百五十一条の規定は、特許異議の申立てについての審理における証拠調べ及び証拠保全に準用する。

(職権による審理)

第百二十条の二 特許異議の申立てについての審理においては、特許権者、特許異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。

2 特許異議の申立てについての審理においては、特許異議の申立てがされていない請求項については、審理することができない。

(申立ての併合又は分離)

第百二十条の三 同一の特許権に係る二以上の特許異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合するものとする。

2 前項の規定により審理を併合したときは、更にその審理の分離をすることができる。

(申立ての取下げ)

第百二十条の四 特許異議の申立ては、次条第一項の規定による通知があつた後は、取り下げることができない。

2 第百五十五条第三項の規定は、特許異議の申立ての取下げに準用する。

(意見書の提出等)

第百二十条の五 審判長は、取消決定をしようとするときは、特許権者及び参加人に対し、特許の取消しの理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 特許権者は、前項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記又は誤訳の訂正

三 明瞭でない記載の釈明

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。

3 二以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合には、請求項ごとに前項の訂正の請求をすることができる。

ただし、特許異議の申立てが請求項ごとにされた場合に於ては、請求項ごとに同項の訂正の請求をしなければならない。

4 前項の場合において、当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項(以下「一群の請求項」という。)があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

5 審判長は、第一項の規定により指定した期間内に第二項の訂正の請求があつたときは、第一項の規定により通知した特許の取消しの理由を記載した書面並びに訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の副本を特許異議申立人へ送付し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、特許異議申立人から意見書の提出を希望しない旨の申出があるとき、又は特許異議申立人に意見書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

6 審判長は、第二項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第九項において読み替えて準用する第百二十六条第五項から第七項までの規定に適合しないときは、特許権者及び参加人にその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

7 第二項の訂正の請求がされた場合において、その特許異議申立事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。

8 第二項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の五第一項の補正をすることができる期間内に限り、取り下げることができる。この場合において、第二項の訂正の請求を第三項又は第四項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならない。

9 第百二十六条第四項から第七項まで、第百二十七条、第百二十八条、第百三十一条第一項、第三項及び第四項、第百三十一条の二第一項、第百三十二条第三項及び第四項並びに第百三十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、第二項の場合に準用する。この場合において、第百二十六条第七項中「第一項ただし書第一号又は第二号」とあるのは、「特許異議の申立てがされていない請求項に係る第一項ただし書第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

(決定の方式)

第百二十条の六 特許異議の申立てについての決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければならない。

一 特許異議申立事件の番号

二 特許権者、特許異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

三 決定に係る特許の表示

四 決定の結論及び理由

五 決定の年月日

2 特許庁長官は、決定があつたときは、決定の謄本を特許権者、特許異議申立人、参加人及び特許異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

(決定の確定範囲)

第百二十条の七 特許異議の申立てについての決定は、特許異議申立事件ごとに確定する。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより確定する。

一 請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合であつて、一群の請求項ごとに第二百二十条の五第二項の訂正の請求がされた場合 当該一群の請求項ごと 二 請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合であつて、前号に掲げる場合以外の場合 当該請求項ごと (審判の規定等の準用) 第二百二十条の八 第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條、第三百五十二條、第三百六十八條、第三百六十九條第三項から第六項まで及び第七十條の規定は、特許異議の申立てについての審理及び決定に準用する。 2 第三百三十四條第五項の規定は、前項において準用する第三百三十五條の規定による決定に準用する。 第二百二十三條第一項第八号中「(以下に「第二百二十條の五第九項又は」を含む。)」の下に、「第二百二十條の五第二項ただし書」を加え、同条第二項を次のように改める。 2 特許無効審判は、利害関係人(前項第二号(特許が第三十八條の規定に違反してされたときに限る。))又は同項第六号に該当することを理由として特許無効審判を請求する場合にあつては、特許を受ける権利を有する者に限り請求することができる。 2 延長登録無効審判は、利害関係人に限り請求することができる。	第二百二十六條第二項中「訂正審判は、」の下に「特許異議の申立て又は」を、「時からその」の下に「決定又は」を、「請求項ごと」の下に「申立て又は」を、「その全ての」の下に「決定又は」を加え、同条第三項中「一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項(以下「一群の請求項」という。))を「一群の請求項」に改め、同条第八項ただし書中「特許が」の下に「取消決定により取り消され、又は」を加える。 第三百三十一條の二第一項第三号中「第三百三十三條第一項(以下に「第二百二十條の五第九項及び」を加える。) 第三百三十四條の二第七項中「第十七條の四第一項を」第十七條の五第二項に改める。 第三百三十九條第一号及び第二号中「若しくは参加人」を、「参加人若しくは特許異議申立人」に改め、「又はあつたときを、又はあつたときに、又はあつたときを、又はあつたときに改め、同条第三号中「又は参加人」を、「参加人又は特許異議申立人」に改め、同条第五号中「若しくは参加人」を、「参加人若しくは特許異議申立人」に、「又は」を、「又は」に改める。 第五百五十六條第二項中「第十七條の四第一項」を「第十七條の五第二項」に改める。 第六百六十八條第一項中「ときは、」の下に「特許異議の申立てについての決定若しくは」を加える。 第七百七十一條第一項中「確定審決」を「確定した取消決定及び確定審決」に改める。 第七百七十三條第一項中「請求人が」の下に「取消決定又は」を加え、同条第三項中「送達により」の下に「取消決定又は」を加え、同条第四項中「審決」を「取消決定又は審決」に改め、同条第	五項中「再審の理由が」の下に「取消決定又は」を加える。 第七百七十四條第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。 第七百七十四條、第七百六十六條から第七百二十條の二まで、第七百二十條の五から第七百二十條の八まで、第七百三十一條第一項、第七百三十一條の二第一項本文、第七百三十二條第三項、第七百三十四條、第七百五十六條第一項及び第三項並びに第七百五十六條第一項、第三項及び第四項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。 第七百七十五條中「無効にした特許を」取り消し、若しくは無効にした特許に改め、「効力は、当該の下に、取消決定又は」を加える。 第七百七十六條中「無効にした特許を」取り消し、若しくは無効にした特許に改め、「ときは、当該の下に、取消決定又は」を加える。 第七百七十八條第一項中「審決」を「取消決定又は審決」に改め、「及び」の下に「特許異議申立書」を、「又は」の下に「第二百二十條の五第二項若しくは」を加え、同条第二項中「当該の下に「特許異議の申立てについての審理、」を加える。 第八百八十一條第二項中「さらに」を「更に」に改め、「において、審決」の下に「又は決定」を、「判決が、」の下に「第二百二十條の五第二項又は」を、「ついでに審決」の下に「又は決定」を加える。 第八百八十四條の三第二項中「第四十三條の二第三項」を「第四十三條の二第二項(第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三條の三第三項」に改める。	第八百八十四條の九第五項中「第六号及び第九号」を「第七号及び第十号」に改める。 第八百八十四條の十二第三項を削る。 第八百八十四條の十五第四項中「同条第三項」を「同項中「同項」とあるのは「前項」と、同条第三項に、「」について出願公開を「同項」とあるのは「第一項」と、「」について出願公開に、「一年三月」を「経済産業省令で定める期間」に改める。 第八百八十四條の十八中「査定」の下に、「特許異議の申立て」を、「ついでに、第四十九條第六号」の下に、「第三百三十三條第一号及び第五号」を、「と、第四十九條第六号」の下に、「第三百三十三條第五号」を、「第三百二十三條第一項第五号中「外国語書面」及び「図面」の下に「」を加える。 第八百八十四條の十九中「係る」の下に「第二百二十條の五第二項及び」を、「「外国語書面」及び「図面」の下に「」を加える。 第八百八十五條中「第一百一十一條第一項第二号」の下に、「第三百三十四條第三項(第七百七十四條第一項において準用する場合を含む。))」を、「第二百二十八條(以下に「第二百二十條の五第九項及び」を加え、「第七百七十四條第二項」を「第七百七十四條第三項」に、「第七百九十三條第二項第四号」を「第七百九十三條第二項第五号」に改める。 第九百九十三條第二項第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「審判又は再審の確定審決」を「特許異議の申立てについての確定した決定、審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「審判」を「特許異議の申立て若しくは審判」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四
---	---	---	---

号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十八条の三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による出願審査の請求

第百九十四条第一項中「対し」の下に、「特許異議の申立て」を加える。

第百九十五条第五項中「これらに」を「これらの規定に」に改め、同条に次の一項を加える。

13 第九項又は第十一項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、第十項又は前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその請求をすること

ができる。

第百九十五条の四中「査定」の下に、「取消決定」を、「及び」の下に「特許異議申立書」を、「請求書又は」の下に「第百二十条の五第二項若しくは」を加える。

第百九十七条中「登録」の下に、「特許異議の申立てについての決定」を加える。

第百九十九条第二項中「送達され、又はの下に「特許異議の申立てについての決定若しくは」を加える。

第二百二条中「及び第百七十四条第一項から第三項まで」を、「第百二十条第百七十四条第一項において準用する場合を含む。」及び第百七十四條第二項から第四項まで」に改める。

別表中第十四号を第十六号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の二号を加える。

十一	特許異議の申立てをする者	一件につき一万六千五百円に一請求項につき二千四百円を加えた額
十二	特許異議の申立てについての審理への参加を申請する者	一件につき一千万円

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項ただし書中「実用新案登録出願の日から政令」を「経済産業省令」に、「又は要約書」を「若しくは要約書又は第八條第四項若しくは第十一條第一項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第四十三條第一項(第十一條第一項において準用する同法第四十三條の二第二項(第十一條第一項において準用する同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三條の三第三項

において準用する場合を含む。に規定する書面」に改め、同条第四項第一号中「昭和三十四年法律第二百一十一号」を削る。

第八条第一項第一号中「場合」の下に、「(その実用新案登録出願を先の出願の日から一年以内にすることができなかつたことについて正当な理由がある場合であつて、かつ、その実用新案登録出願が経済産業省令で定める期間内にされたものである場合を除く。)」を加え、同条第二項中「若しくは第四十三條の二第二項」を、「第四十三條の二第二項(同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))若しくは第四十

三条の三第一項」に改め、「第二項」及び「第三十三條の三第三項」の下に「これらの規定を」を加え、同条第三項中「若しくは第四十三條の二第一項」を、「第四十三條の二第一項(同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))若しくは第四十三條の三第一項」に改め、「第二項」の下に「これらの規定を」を加え、同条第四項中「実用新案登録出願と同時に」を「経済産業省令で定める期間内」に改める。

第九条第一項中「一年三月」を「経済産業省令で定める期間」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「一年三月」を「経済産業省令で定める期間」に改め、同条第三項中「二年三月以内」を「経済産業省令で定める期間内」に改める。

第十条第一項中「第四十六條第五項」を「第四十六條第六項」に改め、同条第三項ただし書中「第八條第四項の規定の適用並びに」を「及び」に改め、「及び第四十三條第一項(次条第一項において準用する同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。))」を削り、同条第四項中「第四十三條の二第三項」を「第四十三條の二第二項(次条第一項において準用する同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三條の三第三項」に改め、同条第八項中「第二項」の下に「これらの規定を」を加え、「第四十三條の二第三項」を「第四十三條の二第二項(次条第一項において準用する同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三條の三第三項」に改める。

第三十條中「次に掲げる」、「当該」及び「旨」の下に「決定又は」を加える。

4 登録料を納付する者がその責めに帰すること

とができない理由により前項の規定により延長された期間内にその登録料を納付することができないときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

第三十四條に次の一項を加える。

3 第一項の規定による登録料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

第四十五條第一項中「第百七十四條第二項及び第四項」を「第百七十四條第三項及び第五項」に、「第百七十四條第二項中」を「第百七十四條第三項中」に改める。

第四十八條の十第四項中「一年三月」を「経済産業省令で定める期間」に改める。

第四十八條の十六第五項を削り、同条第六項中「第四項の」を「前項の」に改め、同項を同条第五項とする。

第五十條の二中「第百七十四條第二項」を「第百七十四條第三項」に、「第百九十三條第二項第四号」を「第百九十三條第二項第五号」に改める。

第五十三條第二項中「第四号から第六号まで、第八号及び第九号」を「第五号から第七号まで、第九号及び第十号」に改める。

第五十四條第四項中「これらに」を「これらの規定に」に改める。

第五十四条の二に次の一項を加える。

12 第二項、第四項若しくは第六項、第八項又は第十項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、第三項、第七項、第九項又は前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその請求をすることができ。

第六十二条中「第七十四条第二項」を「第七十四条第三項」に改める。

(意匠法の一部改正)

第三条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 再審及び訴訟(第五十三条—第六十条の二)」を「第六章 再審及び訴訟(第五十三条—第六十条の二)を 第六章の二 ジュネーブ改正第一節 国際意匠登録出願(第六十条の二)」に改める。

第十三条—第六十条の二

正協定に基づく特例
六十条の三—六十条の五
願に係る特例(第六十条の六—第六十条の二十

に、「第六十条の三」を「第六十条の二十四」に改める。

第四條第三項中「証明する書面」の下に「次項において「証明書」という。」を加え、同条に次の一項を加える。

4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないとき

は、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができ。

第十條第一項中「第四十三條の二第一項」を「第四十三條の三第一項」に改める。

第十條の二第二項ただし書及び第三項中「第二項」の下に「これらの規定を」を加え、「第四十三條の二第三項」を「第四十三條の三第三項」に改める。

第十五條第一項中「まで」の下に、「第六項及び第七項」を加え、「及び第四十三條の二」を「並びに第四十三條の三」に、「第四十三條第二項」を「第四十三條第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願」と同時」と、同条第二項に、「あるのは」を「あるのは」に改め、「三月」との下に、「同法第四十三條の三第三項中「前二条」とあるのは「第四十三條」とを加える。

第二十六條の二第三項に後段として次のように加える。

当該意匠権に係る意匠についての第六十条の十二第一項の規定による請求権についても、同様とする。

第四十三條に次の一項を加える。

4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

第四十五條中「並びに」を「及び」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第五十八條第一項中「第七十四条第四項を「第七十四条第五項」に改め、同条第四項中「第七十四条第二項」を「第七十四条第三項」に改める。

第六十条の三を第六十条の二十四とする。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 ジュネーブ改正協定に基づく特例

第一節 国際登録出願

(国際登録出願)

第六十条の三 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所を有する者は、営業所を有する外国人は、特許庁長官に意匠の国際登録に関するハグ協定のジュネーブ改正協定以下「ジュネーブ改正協定」という。第一条(四)に規定する国際登録出願(以下「国際登録出願」という。)をすることができる。この場合において、経済産業省令で定める要件に該当するときは、二人以上が共同して国際登録出願をすることができる。

2 前項の規定による国際登録出願(以下「国際登録出願」という。)をしようとする者は、経済産業省令で定めるところにより外国語で作成した願書及び必要な物件を提出しなければならない。

(意匠登録出願に関する規定の準用)

第六十条の四 第六十八條第二項において準用する特許法第十七條第三項(第三号に係る部分に限る。)及び第十八條第一項の規定は、国際登録出願に準用する。

(経済産業省令への委任)

第六十条の五 前二条に定めるもののほか、国際登録出願に関しジュネーブ改正協定及びジュネーブ改正協定に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

第二節 国際意匠登録出願に係る特例
(国際登録出願による意匠登録出願)

第六十条の六 日本国をジュネーブ改正協定第一条(xix)に規定する指定締結国とする国際登録出願であつて、その国際登録出願に係るジュネーブ改正協定第一条(四)に規定する国際登録出願(以下「国際登録出願」という。)

第六十条(3)(a)の規定による公表(以下「国際公表」という。)

第十條(2)に規定する国際登録の日(以下「国際登録の日」という。)

2 二以上の意匠を包含する国際登録出願について

の前項の規定の適用については、同項中「された意匠登録出願」とあるのは、「国際登録の対象である意匠」とにされた意匠登録出願」とする。

3 第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により意匠登録出願とみなされた国際登録出願(以下「国際意匠登録出願」という。)

国際登録の名義人の氏名又は名称及びその住所	意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
国際登録の対象である意匠の創作をした者の氏名及びその住所	意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所
国際登録の対象である意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は国際登録の対象である意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品	意匠に係る物品

4 国際意匠登録出願に係る国際登録簿に記録された意匠は、第六条第一項の規定により提出した図面に記載された意匠登録を受けようとする意匠とみなす。

(意匠の新規性の喪失の例外の特例)

第六十条の七 第四条第二項の規定の適用を受けようとする国際意匠登録出願の出願人は、その旨を記載した書面及び第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が第四条第二項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を、同条第三項の規定にかかわらず、国際公表があつた日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる。

(関連意匠の登録の特例)

第六十条の八 本意匠の意匠登録出願と関連意匠の意匠登録出願の少なくともいずれか一方が国際意匠登録出願である場合における第十条第一項の規定の適用については、同項中「又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは、「若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による」とする。

(秘密意匠の特例)

第六十条の九 国際意匠登録出願の出願人については、第十四条の規定は、適用しない。

(パリ条約等による優先権主張の手続の特例)

第六十条の十 国際意匠登録出願については、第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項(第十五条第一項において読み替えて準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)並びに第四十三条の三第二項の規定は、適用しない。

2 特許法第四十三条第二項から第四項まで、第六項及び第七項の規定は、ジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内」とあるのは、「経済産業省令で定める期間内」と読み替えるものとする。

(意匠登録を受ける権利の特例)

第六十条の十一 国際意匠登録出願についての第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定の適用については、同項中「相統その他の一般承継の場合を除き、特

許庁長官」とあるのは、「ジュネーブ改正協定第一条^(xxvii)に規定する国際事務局」とする。

2 国際意匠登録出願については、第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第五項及び第六項の規定は、適用しない。

(国際公表の効果等)

第六十条の十二 国際意匠登録出願の出願人は、国際公表があつた後に国際意匠登録出願に係る意匠を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後意匠権の設定の登録前に業としてその国際意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠を実施した者に対し、その国際意匠登録出願に係る意匠が登録意匠である場合にその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、国際公表がされた国際意匠登録出願に係る意匠であることを知つて意匠権の設定の登録前に業としてその国際公表がされた国際意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠を実施した者に対しては、同様とする。

2 特許法第六十五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定により請求権を行使する場合に準用する。この場合において、同条第五項中「出願公開後」とあるのは「国際公表後」と、同条第六項中「第百一条、第百四条から第百四条の三まで、第百五条、第百五条の二、第百五条の四から第百五条の七まで及び」とあるのは「意匠法第三十八条、同法第四十一条において準用する特許法第百四条の二から第百五条の二まで及び第百五条の四から

第百五条の六まで並びに意匠法第五十二条において準用する特許法」と読み替えるものとする。

(意匠権の設定の登録の特例)

第六十条の十三 国際意匠登録出願についての第二十條第二項の規定の適用については、同項中「第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付」とあるのは、「意匠登録をすべき旨の査定又は審決」とする。

(国際登録の消滅による効果)

第六十条の十四 国際意匠登録出願は、その基礎とした国際登録が消滅したときは、取り下げられたものとみなす。

2 前条の規定により読み替えて適用する第二十条第二項の規定により設定の登録を受けた意匠権(以下「国際登録を基礎とした意匠権」という。)は、その基礎とした国際登録が消滅したときは、消滅したものとみなす。

3 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる。

(関連意匠の意匠権の移転の特例)

第六十条の十五 本意匠の意匠権が国際登録を基礎とした意匠権である場合における第二十二條第二項の規定の適用については、同項中「第四十四条第四項」とあるのは、「第六十条の十四第二項」とする。

(関連意匠の意匠権についての専用実施権の設定の特例)

第六十条の十六 本意匠の意匠権が国際登録を基礎とした意匠権である場合における第二十七條第三項の規定の適用については、同項中「第四十四条第四項」とあるのは、「第六十条の十四第二項」とする。

(意匠権の放棄の特例)

第六十条の十七 国際登録を基礎とした意匠権を有する者は、その意匠権を放棄することができる。

2 国際登録を基礎とした意匠権については、

第三十六条において準用する特許法第九十七条第一項の規定は、適用しない。

(意匠権の登録の効果の特例)

第六十条の十八 国際登録を基礎とした意匠権の移転、信託による変更、放棄による消滅又は処分の特例は、登録しなければ、その効力を生じない。

2 国際登録を基礎とした意匠権については、

第三十六条において準用する特許法第九十八条第一項第一号及び第二項の規定は、適用しない。

(意匠原簿への登録の特例)

第六十条の十九 国際登録を基礎とした意匠権についての第六十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「意匠権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限」とあるのは、「意匠権の設定、信託による変更、消滅(存続期間の満了によるものに限る。)(又は処分の制限)とする。

2 国際登録を基礎とした意匠権の移転又は消滅(存続期間の満了によるものを除く。)(は、

国際登録簿に登録されたところによる。

(意匠公報の特例)

第六十条の二十 国際登録を基礎とした意匠権についての第六十六条第二項第一号の規定の適用については、同号中「第四十四条第四項の規定によるものを除く。)(又は回復(第四十

四の二第二項の規定によるものに限る。)(とあるのは、「第六十条の十四第二項の規定によるもの(ジュネーブ改正協定第十七条(2)の更新がなかつたことによるものに限る。)(を除く。)(とする。

(国際意匠登録出願の個別指定手数料)

第六十条の二十一 国際意匠登録出願をしようとする者は、ジュネーブ改正協定第七條(2)の個別の指定手数料(以下「個別指定手数料」という。)(として、一件ごとに、七万四千六百円に相当する額をジュネーブ改正協定第一條(2)に規定する国際事務局(次項において「国際事務局」という。)(に納付しなければならない。

2 国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権が基礎とした国際登録についてジュネーブ改正協定第十七條(2)の更新(国際登録の日から十五年を経過した後にするものを除く。)(をする者は、個別指定手数料として、一件ごとに、八万四千五百円に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

3 国際意匠登録出願及び国際登録を基礎とした意匠権については、第四十二条から第四十五条まで及び第六十七条第二項(別表第一号に掲げる部分に限る。)(の規定は、適用しない。

(個別指定手数料の返還)

第六十条の二十二 国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、前条第一項又は第二項の規定により納付すべき個別指定手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する。

2 前項の規定による個別指定手数料の返還は、

国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した日から六月を経過した後は、請求することができない。

3 第一項の規定による個別指定手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができ

(経済産業省令への委任)

第六十条の二十三 第六十条の六から前条までに定めるもののほか、ジュネーブ改正協定及びジュネーブ改正協定に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

第六十七條第一項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 国際登録出願をする者

第六十七條第四項中「これらに」を「これらの規定に」に改め、同条に次の一項を加える。

9 第七項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができ

る。

第七十三條の二第二項中「第百五條の四第一項」の下に「(第六十条の十二第二項において読み替へて準用する同法第六十五條第六項において準用する場合を含む。)(を加える。

第七十五條中「第百七十四條第二項」を「第百七十四條第三項」に改める。

(商標法の一部改正)

第四條 商標法(昭和三十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「とは」の下に「、人の知覚によつて認識することができもののうち」を加え、「若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合を」、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの」に改め、同条第三項に次の二号を加える。

九 音の標章にあつては、前各号に掲げるもののほか、商品の譲渡若しくは引渡し又は役務の提供のために音の標章を発する行為

十 前各号に掲げるもののほか、政令で定める行為

第二條第四項中「商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告を標章の形状とする」を「次の各号に掲げる各標章については、それぞれ当該各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合の標章 商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは

役務に関する広告を標章の形状とするこ
と。

二 音の標章 商品、役務の提供の用に供す
る物又は商品若しくは役務に関する広告に
記録媒体が取り付けられている場合(商
品、役務の提供の用に供する物又は商品若
しくは役務に関する広告自体が記録媒体で
ある場合を含む。)において、当該記録媒体
に標章を記録すること。

第三条第一項第三号中「数量、形状(包装の形
状を含む。)、価格若しくは」を「形状(包装の形
状を含む。第二十六條第一項第二号及び第三号
において同じ。)、」に、「時期又は」を「時期その
他の特徴、数量若しくは価格又は」に、「数量、
態様、価格若しくは」を「態様、」に、「時期を」を
「時期その他の特徴、数量若しくは価格を」に改
める。

第四条第一項第三号中「国際機関」の下に「(口
において「国際機関」という。)」を、「商標」の下
に「(次に掲げるものを除く。)」を加え、同号に
次のように加える。

イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を
表示するものとして需要者の間に広く認
識されている商標又はこれに類似するも
のであつて、その商品若しくは役務又は
これらに類似する商品若しくは役務につ
いて使用をするもの

ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一
又は類似の標章からなる商標であつて、
その国際機関と関係があるとの誤認を生
ずるおそれがない商品又は役務について
使用をするもの

第四条第一項第十八号を次のように改める。

十八 商品等(商品若しくは商品の包装又は
役務をいう。第二十六條第一項第五号にお
いて同じ。)が当然に備える特徴のうち政令
で定めるもののみからなる商標

第五条第二項中「商標登録を受けようとする
商標が立体的形状(文字、図形、記号若しくは
色彩又はこれらの結合との結合を含む。))からな
る商標(以下「立体商標」という。))を次に掲げ
る商標に改め、同項に次の各号を加える。

一 商標に係る文字、図形、記号、立体的形
状又は色彩が変化するものであつて、その
変化の前後にわたるその文字、図形、記
号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの
結合からなる商標

二 立体的形状(文字、図形、記号若しくは
色彩又はこれらの結合との結合を含む。))か
らなる商標(前号に掲げるものを除く。)

三 色彩のみからなる商標(第一号に掲げる
ものを除く。)

四 音からなる商標

五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省
令で定める商標

第五条中第四項を第六項とし、第三項の次に
次の二項を加える。

4 経済産業省令で定める商標について商標登
録を受けようとするときは、経済産業省令で
定めるところにより、その商標の詳細な説明
を願書に記載し、又は経済産業省令で定める
物件を願書に添付しなければならない。

5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けよ
うとする商標を特定するものでなければなら

ない。

第七條の二第一項中「又はこれにを」、商工
会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法
(平成十年法律第七号)第二條第二項に規定する
特定非営利活動法人又はこれらに改める。

第九條第二項中「証明する書面」の下に「(次項
において「証明書」という。))」を加え、同条に次
の一項を加える。

3 証明書を提出する者がその責めに帰するこ
とができない理由により前項に規定する期間
内に証明書を提出することができないとき
は、同項の規定にかかわらず、その理由がな
くなつた日から十四日(在外者にあつては、
二月)以内でその期間の経過後六月以内にそ
の証明書を特許庁長官に提出することができ
る。

第十條第二項ただし書及び第三項中「第二
項(の下に「これらの規定を」を加え、「第二十
三條の二第三項」を「第四十三條の三第三項」に
改める。

第十二條の二第二項第三号中「第十八條第三
項第三号及び第二十七條第一項において」を「以
下」に改める。

第十三條第一項中「並びに第四十三條の二第
二項」を、「第六項及び第七項並びに第四十三條
の三第二項」に、「第四十三條第二項」を「第四
十三條第一項中「経済産業省令で定める期間内」と
あるのは「商標登録出願と同時に」と、同条第二
項に、「第四十三條の二第二項中」を「第四十三
條の三第二項中」に改め、「同項中」を削り、「同
条第三項中」の下に「前二条」とあるのは「第四
十三條」とを加える。

第十五條第三号中「商標登録出願が」の下に
「第五條第五項又は」を加え、「又は」を「若しく
は」に改める。

第十七條後段を削る。

第二十四條第二項中「第四十六條第二項」を
「第四十六條第三項」に改める。

第二十六條第一項第二号中「数量、形状(包装
の形状を含む。次号において同じ。)、価格若し
くは」を「形状、」に、「時期又は」を「時期その他
の特徴、数量若しくは価格又は」に、「数量、態
様、価格若しくは」を「態様、」に、「時期を」を
「時期その他の特徴、数量若しくは価格を」に改
め、同項第三号中「数量、態様、価格若しくは」
を「態様、」に、「時期又は」を「時期その他の特
徴、数量若しくは価格又は」に、「数量、形状、
価格若しくは」を「形状、」に、「時期を」を「時期
その他の特徴、数量若しくは価格を」に改め、
同項第五号を次のように改める。

五 商品等が当然に備える特徴のうち政令で
定めるもののみからなる商標

第二十六條第一項に次の一号を加える。

六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何
人かの業務に係る商品又は役務であること
を認識することができる態様により使用さ
れていない商標

第二十七條に次の一項を加える。

3 第一項の場合においては、第五條第四項の
記載及び物件を考慮して、願書に記載した商
標の記載の意義を解釈するものとする。
第二十九條中「著作権」の下に「若しくは著作
隣接権」を加える。

第四十条第四項中「これら」を「これらの規定」に改める。

第四十一条に次の一項を加える。

4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

第四十一条の二第六項中「前条第二項」の下に「及び第四項」を加える。

第四十二条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による登録料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができ

る。

第四十三条の二に次の一号を加える。
三 その商標登録が第五条第五項に規定する要件を満たしていない商標登録出願に対してされたこと。

第四十三条の四第五項中「第四十六条第三項」を「第四十六条第四項」に改める。

第四十六条第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 その商標登録が第五条第五項に規定する

要件を満たしていない商標登録出願に対してされたとき。

第四十六条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の審判は、利害関係人に限り請求することができ

る。
第四十六条の二第二項ただし書中「前条第一項第四号から第六号まで」を「前条第一項第五号から第七号まで」に、「同項第四号から第六号まで」を「同項第五号から第七号まで」に改め、同条第二項中「前条第一項第四号から第六号まで」を「前条第一項第五号から第七号まで」に改める。

第四十七条第一項中「第四条第一項第十五号」を「同項第十五号」に、「第四十六条第一項第三号」を「第四十六条第一項第四号」に改める。

第五十五条中「第四十六条第三項」を「第四十六条第四項」に改める。

第五十六条第一項中、「同法第三十九条第一号、第二号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者、参加人又は登録異議申立人」と及び、「同法第六十八條第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」とを削る。

第六十一条中「第七十四条第二項及び第四項」を「第七十四条第三項及び第五項」に、「同法第七十三條第一項及び第三項から第五項までの規定中「審決」とあるのは「取消決定又は審

決」と、同法第七十四条第二項」を「同条第三項」に改める。

第六十三条第二項中、「同法第七十八條第二項中「当該審判」とあるのは「当該登録異議の申立てについての審理、審判」とを削り、「商標法」を、「商標法」に改める。

第六十五条の八に次の一項を加える。

4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項又は第二項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

第六十五条の十に次の一項を加える。

3 第一項の規定による登録料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由

により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができ

る。

第六十八條第二項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「第六十四条」との下に、「同条第三号中「第五条第五項又は第六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第六条第一項又は第二項」とを加え、同条第四項中「第四十三條の二から」を「第四十三條の二(第三号を除く。)」から」に、「第一項第六号」を「第一項第三号及び第七号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改める。
第六十八條の七中「同法を削る」。
第六十八條の九第二項の表に次のように加える。

商標の詳細な説明

第六十八條の十五第一項中「まで」の下に「第六項及び第七項」を加え、同条第二項中「第四十三條の二第三項」を「第四十三條の三第三項」に、「特許出願と同時に」を「経済産業省令で定める期間内」に改める。
第六十八條の二十六第一項中「商標権の移転」の下に、「信託による変更」を加える。

第六十八條の三十二第四項中「第四十三條の二第二項」を「第四十三條の三第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

6 第一項の規定による商標登録出願をする者がその責めに帰することができない理由により第二項第一号に規定する期間内にその出願をすることができないときは、同号の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその出願をすることができ

7 前項の規定によりされた商標登録出願は、第二項第一号に規定する期間が満了する時にされたものとみなす。

第六十八条の三十三第二項中「第五項」を「第七項に」、「第一項」を「前項」に、「前条第二項第一号」を「同条第二項第一号」に改める。

第六十九条中「第四十六條第二項」を「第四十六條第三項」に、「第百七十四條第二項」を「第百七十四條第三項」に改める。

第七十条に次の一項を加える。
4 前三項の規定は、色彩のみからなる登録商標については、適用しない。

第七十二条第一項中「抄本の交付、書類」の下に「若しくは第五條第四項の物件」を加え、同項ただし書中「書類」の下に「又は同項の物件」を加える。

第七十六條第一項第十号中「書類」の下に「又は第五條第四項の物件」を加え、同条第四項中「これらに」を「これらの規定に」に改め、同条に次の一項を加える。

9 第七項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をす

ることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができ

第七十七條第二項中、「同法第六條第一項第一号中「出願審査の請求」とあるのは「登録異議の申立て」と、同法第七條第四項中「相手方が請求した審判又は再審」とあるのは「その商標権若しくは防護標章登録に基づく権利に係る登録異議の申立て又は相手方が請求した審判若しくは再審」と及び、「同法第二十三條第一項及び第二十四條中「審判」とあるのは「登録異議の申立てについての審理及び決定、審判」と、同法第

百九十四條第一項中「審判」とあるのは「登録異議の申立て、審判」とを削る。

第八十三條中「第百七十四條第二項」を「第百七十四條第三項」に改める。

附則第九條後段を削る。

附則第十一條中「同法」を削る。

附則第十四條第三項中「第四十六條第二項及び第三項」を「第四十六條第三項及び第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の審判は、利害関係人に限り請求することができ

附則第十七條第一項中、「同法第百六十八條第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」とを削る。

附則第二十條中「第百七十四條第二項及び第四項」を「第百七十四條第三項及び第五項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。
附則第二十五條中「附則第十四條第三項」を「附則第十四條第四項」に、「第四十六條第二項」を「第四十六條第三項」に改める。
附則第三十條中「第百七十四條第二項」を「第百七十四條第三項」に改める。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)
第五條 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
第七條第二号中、「第三項又は第四項」を削る。
第十四條中「又は第四項」を削る。

第十八條第二項中「中欄」を「第二欄」に、「下欄」を「第三欄」に改め、「政令で定める金額」の下に「に同表の第四欄に掲げる金額を合算して得た額」を加え、同項の表中

一件につき十一万円
一件につき一万三千元
一件につき三万六千元

一件につき十一万円	条約第三條(4)(iv)の手数料のうち、国際事務局(条約第二條(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。)に係るものの金額として政令で定める金額
一件につき一万三千元	条約第三條(4)(iv)の手数料のうち、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関及び国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額
一件につき三万六千元	条約第三十一條(5)の手数料のうち、国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額

四項を削り、同条第五項中、「第十一項及び第十二項の規定は、」を「及び第十一項から第十三項までの規定はに」、「第二項」を「前項」に改め、「納付すべき手数料」の下に「(同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。)」を、「手数料」の下に「(同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分を除く。)」について、それぞれを加え、同項を同条第三項とする。

(弁理士法の一部改正)

第六条 弁理士法平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(弁理士の使命)

第一条 弁理士は、知的財産(知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)第二条第一項に規定する知的財産をいう。以下この条において同じ。)に関する専門家として、知的財産権(同条第二項に規定する知的財産権をいう。)の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もつて経済及び産業の発展に資することを使命とする。

第二条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「この法律で」の下に「商標に係る」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律で「意匠に係る国際登録出願」とは、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第六十条の三第二項に規定する国際登録出願をいう。

第四条第一項中「若しくは国際登録出願」を「意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる事務についての相談

第四条第三項を次のように改める。
3 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることが

できる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずること。

二 外国の行政官庁又はこれに準ずる機関に対する特許、実用新案、意匠又は商標に関する権利に関する手続(日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有する者が行うものに限る。)に関する資料の作成その他の事務を行うこと。

三 発明、考案、意匠若しくは商標(これらに関する権利に関する手続であつて既に特許庁に係属しているものに係るものを除く。)、回路配置(既に経済産業大臣に対して提出された回路配置利用権の設定登録の申請に係るものを除く。)、又は事業活動に有用な技術上の情報(既に秘密として管理されているものを除く。)の保護に関する相談に応ずること。

第五条第一項中「若しくは国際登録出願」を「意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願」に改める。

第六条中「(昭和三十四年法律第二百二十五号)」を削る。

第三十一条第六号中「事件」の下に「であつて、自らこれに関与したもの」を加え、同条第七号中「もの」の下に「であつて、自らこれに関

与したもの」を加える。

第三十七条の見出しを「設立等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第一条及び第三条の規定は、特許業務法人について準用する。

第四十八条第三項第五号中「事件」の下に「であつて、自らこれに関与したもの」を加え、同条第六号中「もの」の下に「であつて、自らこれに関与したもの」を加える。

第五十六条第二項中「弁理士の使命」を「弁理士及び特許業務法人の使命」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「弁理士の品位」を「その品位」に、「弁理士の業務」を「弁理士及び特許業務法人の業務」に改める。

第七十二条の見出し中「及び役員の解任」を削り、同条中「又は役員の行為」及び「又は役員の解任」を削る。

第七十五条中「若しくは国際登録出願」を「意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願」に改める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条の規定 公布の日
- 二 第四条中商標法第七条の二第一項の改正規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第三条中意匠法目次の改正規定、同法第二十六条の二第三項の改正規定、同法第六十条

の三を同法第六十条の二十四とする改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定並びに同法第六十七条第一項及び第七十三条の二第二項の改正規定並びに第六条中弁理士法第二条、第四条第一項、第五条第一項、第六条及び第七十五条の改正規定並びに附則第十條及び第十一條の規定並びに附則第十二條中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第十二条第一項

第二号の改正規定 意匠の国際登録に関するハグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第十七条の四の規定は、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、適用しない。

2 新特許法第三十條第四項の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)第三十條第三項に規定する期間内に同項に規定する証明書の提出がなかつた場合については、適用しない。

3 新特許法第四十一條第一項及び第四項の規定は、この法律の施行後にした特許出願に伴う優先権の主張については、適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。

4 新特許法第四十二條第一項の規定は、この法律の施行後にした特許出願に伴う優先権の主張の基礎とした新特許法第四十一條第一項に規定する先の出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張の基礎と

した旧特許法第四十一条第二項に規定する先の出願については、なお従前の例による。 5 新特許法第四十二条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。 6 新特許法第四十三条第一項（新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。 7 新特許法第四十三条第六項（新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十三条第二項（旧特許法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出がなかった場合については、適用しない。 8 新特許法第四十三条の二（新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、適用しない。 9 新特許法第四十四条第七項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十四条第一項第二号又は第三号に規定する期間内に同項に規定する新たな特許出願がなかった場合については、適用しない。	10 新特許法第四十六条第五項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十六条第一項ただし書に規定する期間内に同項の規定による出願の変更がなかった場合及び同条第二項に規定する三年の期間内に同項の規定による出願の変更がなかった場合については、適用しない。 11 新特許法第四十六条の二第三項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十六条の二第二項第一号に規定する期間内に同項の規定による特許出願がなかった場合については、適用しない。 12 新特許法第四十八条の三第五項から第七項までの規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十八条の三第四項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願については、適用しない。 13 新特許法第六十七条の二の二第四項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第六十七条の二の二第二項に規定する期間内に同項に規定する書面の提出がなかった場合については、適用しない。 14 新特許法第八十四条第四項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第八十四条第一項に規定する期間内に特許料の納付がなかった場合については、適用しない。 15 新特許法第一百一十一条第三項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第一百一十一条第二項に規定する期間内に同条第一項の規定による特許料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。 16 新特許法第一百三十三条の規定は、この法律の施行前に旧特許法第六十六条第三項の規定により	同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行がされた特許については、適用しない。 17 この法律の施行前に請求された特許無効審判については、新特許法第二百二十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 18 新特許法第九十五条第十三項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第九十五条第十項又は第十二項に規定する期間内に同条第九項又は第十一項の規定による手数料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。 （実用新案法の一部改正に伴う経過措置） 第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法（以下「新実用新案法」という。）第二条の二第一項ただし書の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。 2 新実用新案法第八条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。 3 新実用新案法第九条第一項の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願に伴う優先権の主張の基礎とした新実用新案法第八条第一項に規定する先の出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張の基礎とした第二条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第八条第一項に規定する先の出願については、なお従前の例による。 4 新実用新案法第九条第二項及び第三項の規定	は、この法律の施行後にする実用新案登録出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。 5 新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第三十条第四項の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第十一条第一項において準用する旧特許法第三十条第三項に規定する期間内に同項に規定する証明書の提出がなかった場合については、適用しない。 6 新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第四十三条第一項（新実用新案法第四十一条第一項において準用する新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。 7 新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第四十三条第六項（新実用新案法第四十一条第一項において準用する新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第四十一条第一項において準用する旧特許法第四十三条第二項（旧実用新案法第四十一条第一項において準用する旧特許法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する期間内に旧実用新案法第四十一条第一項において準用する旧特許法第四十三条第二項に規定する書類又は旧実用新案法第四十一条第一項において準用する旧特許法第四十三条第二項に規定する期間内に旧実用新案法第四十一条第一項において準用する旧特許法第四十三
--	---	---	--

8 新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第四十三条の二(新実用新案法第四十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張については、適用しない。	第四條 第三條の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。)第四條第四項の規定は、この法律の施行前に第三條の規定による改正前の意匠法(以下「旧意匠法」という。)第四條第三項に規定する期間内に同項に規定する証明書の提出がなかつた場合については、適用しない。	第五條 第四條の規定による改正後の商標法(以下「新商標法」という。)第二條第一項、第三條第一項及び第四條第一項(第十八号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後にする商標登録出願について適用し、この法律の施行前にした商標登録出願については、なお従前の例による。	4 前項の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、同項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。
9 新実用新案法第三十二條第四項の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第三十二條第三項の規定により延長された期間内に登録料の納付がなかつた場合については、適用しない。	2 新意匠法第十五條第一項において準用する新特許法第四十三條第六項(新意匠法第十五條第一項において読み替へて準用する新特許法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第十五條第一項において読み替へて準用する旧特許法第四十三條第二項(旧意匠法第十五條第一項において準用する場合を含む。)以下この項において同じ。)に規定する期間内に旧意匠法第十五條第一項において読み替へて準用する旧特許法第四十三條第二項に規定する書類の提出がなかつた場合については、適用しない。	2 この法律の施行前にした商標登録出願に係る商標登録料についての登録異議の申立て又は無効の理由については、新商標法第三條第一項及び第四條第一項(第十八号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。	5 第三項の規定により商標の使用をする権利を有する者は、この法律の施行の際現にその商標がその者の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、同項の規定にかかわらず、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。
10 新実用新案法第三十四條第三項の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第三十四條第二項に規定する期間内に同條第一項の規定による登録料の返還の請求がなかつた場合については、適用しない。	3 新意匠法第四十三條第四項の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第四十三條第一項に規定する期間内に登録料の納付がなかつた場合については、適用しない。	3 この法律の施行前から日本国内において不正競争の目的でなく他人の登録商標(この法律の施行後の商標登録出願に係るものを含む。)に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者は、継続してその商品又は役務についてその商標(新商標法第五條第二項第一号、第三号又は第四号に掲げるものに限る。以下第五項までにおいて同じ。)の使用をする場合は、この法律の施行の際現にその商標の使用をしてその商品又は役務に係る業務を行つてゐる範囲内において、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。	6 第四項の規定は、前項の場合に準用する。 7 第三項から前項までの規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。 8 新商標法第五條第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる商標に係る商標登録を受けようとする者が、新商標法第九條第一項の規定の適用を受けようとする場合において、同項に規定する出品又は出展の日(以下この項において「出品等の日」という。)が、この法律の施行前であるときは、この法律の施行の日を出品等の日とみなす。
11 実用新案法第四十八條の十六第四項の規定によりこの法律の施行前にされた実用新案登録出願とみなされた国際出願についての手続の補正については、なお従前の例による。	4 新意匠法第四十五條において準用する新特許法第四十一條第三項の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第四十五條において準用する旧特許法第四十一條第二項に規定する期間内に旧意匠法第四十五條において準用する旧特許法第四十一條第一項の規定による登録料の返還の請求がなかつた場合については、適用しない。	3 この法律の施行前にした商標登録出願に係る商標登録料についての登録異議の申立て又は無効の理由については、新商標法第三條第一項及び第四條第一項(第十八号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。	9 新商標法第九條第三項の規定は、この法律の施行前に第四條の規定による改正前の商標法(以下「旧商標法」という。)第九條第二項に規定する期間内に同項に規定する証明書の提出がなかつた場合については、適用しない。
12 新実用新案法第五十四條の二第十二項の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第五十四條の二第三項、第七項、第九項又は第十一項に規定する期間内に同條第二項、第四項若しくは第六項、第八項又は第十項の規定による手数料の返還の請求がなかつた場合については、適用しない。	5 新意匠法第六十七條第九項の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第六十七條第八項に規定する期間内に同條第七項の規定による手数料の返還の請求がなかつた場合については、適用しない。	3 この法律の施行前にした商標登録出願に係る商標登録料についての登録異議の申立て又は無効の理由については、新商標法第三條第一項及び第四條第一項(第十八号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。	10 新商標法第十三條第一項において準用する新特許法第四十三條第六項(新商標法第十三條第

一項において読み替えて準用する新特許法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。の規定は、この法律の施行前に旧商標法第十三條第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三條第二項（旧商標法第十三條第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する期間内に旧商標法第十三條第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三條第二項に規定する書類の提出がなかった場合については、適用しない。

11 新商標法第四十一條第四項（新商標法第四十一條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に旧商標法第四十一條第一項又は第四十一條の二第一項に規定する期間内に登録料の納付がなかった場合については、適用しない。

12 新商標法第四十二條第三項の規定は、この法
一律の施行前に旧商標法第四十二條第二項に規定
する期間内に同條第一項の規定による登録料の
返還の請求がなかつた場合については、適用し
ない。

13 新商標法第六十五條の八第四項の規定は、この法律の施行前に旧商標法第六十五條の八第一項又は第二項に規定する期間内に登録料の納付がなかつた場合については、適用しない。

14 新商標法第六十五條の十第三項の規定は、この法律の施行前に旧商標法第六十五條の十第二項に規定する期間内に同条第一項の規定による登録料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。

15 新商標法第六十八條の九第二項の規定は、この法律の施行後にする標章の國際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書第三條の三に規定する領域指定であつて日本國を指定するもの（以下この項において「日本國を指定する領域指定」という。）について適用し、この法律の施行前にした日本國を指定する領域指定については、なお従前の例による。

16 この法律の施行前に効力が生じた旧商標法第六十八條の十九第一項の規定により読み替えて適用する旧商標法第十八條第二項の規定により設定の登録を受けた商標權の信託による変更については、新商標法第六十八條の二十六第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

17 新商標法第六十八條の三十二第六項(新商標法第六十八條の三十三第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に旧商標法第六十八條の三十二第二項第一号(旧商

標法第六十八條の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する期間内に旧商標法第六十八條の三十二第一項又は第六十八條の三十三第一項の規定による商標登録出願

18 新商標法第七十六條第九項の規定は、この法律の施行前に旧商標法第七十六條第八項に規定する期間内に同条第七項の規定による手数料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六條 第五條の規定による改正後の特許協力条

約に基づく国際出願等に関する法律（以下「新国
際出願法」という。）第七条の規定は、この法律
の施行後にする国際出願について適用し、この
法律の施行前にした国際出願については、なお
従前の例による。

2 新国際出願法第十四条の規定は、この法律の施行後にする国際予備審査の請求について適用し、この法律の施行前にした国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

3 新国際出願法第十八条第二項の規定は、この法律の施行後にする国際出願及び国際予備審査の請求について適用し、この法律の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

4 新国際出願法第十八条第三項において準用する新特許法第百九十五条第十三項の規定は、この法律の施行前に第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第五項において準用する旧特許法第百九十五条第十二項に規定する期間内に同条第十一項の規定による手数料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。

（弁理士法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この法律の施行前に生じた事実に基づき弁理士に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九條 附則第二条から前条まで及び附則第十九條に定めるもののほか、この法律の施行に関し

必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第十條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第六條の規定による改正後の弁理士法（以下この条において「新弁理士法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新弁理士法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）
 第十一条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十五号中「含む」を含む、国際登録簿への登録を除く」に改める。
（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正）

第十二条「工業所有權に關する手續等の特例に關する法律の一部を次のように改正する。」

第十二条第一項第二号中「意匠法第六十一条第一項」の下に「(同法第六十条の十九において読み替へて適用する場合を含む。)」を加へ、同条第三項中「第二項」の下に「これらの規定を」を加へる。

（平成十一年改正法の一部改正）
第十三条 特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第二項中「同法第四十六条第五項」を「同法第四十六条第六項」に改め、「により」の下に「この法律の」を加え、「第一条の規定による改正後の」と及び「以下「新特許法という。」を削

平成二十六年四月二日 参議院会議録第十三号

特許法等の一部を改正する法律案 投票者氏名

三〇

り、「新特許法第四十六条第五項」を「同法第四十六条第六項」に改め、同条第三項中「新特許法」を「第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）」に改める。

（産業技術力強化法の一部改正）

第十四条 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「第十八条第五項」を「第十八条第三項」に改める。

（平成十四年改正法の一部改正）

第十五条 特許法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第二項中「第四十八条の十六第六項」を「第四十八条の十六第五項」に改める。

附則第三条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第一項中「第四十六条第五項」を「第四十六条第六項」に改める。

（平成十五年改正法の一部改正）

第十六条 特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第三項中「第四十六条第五項」を「第四十六条第六項」に改める。

（平成十八年意匠法等改正法の一部改正）

第十七条 意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第四項中「第四十三条の二第二項」を

「第四十三条の三第二項」に改める。

附則第八条第一項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

（産業競争力強化法の一部改正）

第十八条 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第三項中「手数料」の下に「（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）」を加える。

（産業競争力強化法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 この法律の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、前条の規定による改正後の産業競争力強化法第七十五条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

投票者氏名

日程第一 特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

賛成者氏名

二二八名

愛知 治郎君	青木 一彦君	大野 泰正君	太田 房江君	三宅 伸吾君	水落 敏栄君
赤池 誠章君	有村 治子君	岡田 直樹君	岡田 広君	溝手 顕正君	宮沢 洋一君
井原 巧君	石井 準一君	片山 さつき君	金子原 二郎君	宮本 周司君	森 まさこ君
石井 浩郎君	石井 正弘君	岸 宏一君	北川 イッセイ君	森屋 宏君	柳本 卓治君
石井 みどり君	石田 昌宏君	北村 経夫君	熊谷 大君	山崎 力君	山下 雄平君
磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	小泉 昭男君	古賀友一郎君	山田 修路君	山田 俊男君
猪口 邦子君	岩井 茂樹君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	山谷 えり子君	山本 一太君
岩城 光英君	宇都 隆史君	佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	山本 順三君	吉川 ゆうみ君
上野 通子君	江島 潔君	酒井 庸行君	山東 昭子君	若林 健太君	脇 雅史君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	島尻 安伊子君	島田 三郎君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
大家 敏志君	大沼 みずほ君	島村 大君	末松 信介君	足立 信也君	相原 久美子君
		世耕 弘成君	関口 昌一君	有田 芳生君	石上 俊雄君
		伊達 忠一君	高階 恵美子君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君
		高野 光二郎君	高橋 克法君	小川 勝也君	小川 敏夫君
		滝沢 求君	滝波 宏文君	尾立 源幸君	大久保 勉君
		武見 敏三君	柘植 芳文君	大島 九州男君	大塚 耕平君
		塚田 一郎君	鶴保 庸介君	大野 元裕君	加藤 敏幸君
		堂故 茂君	豊田 俊郎君	風間 直樹君	金子 洋一君
		中泉 松司君	中川 雅治君	神本 美恵子君	北澤 俊美君
		中曾 根弘文君	中西 祐介君	郡司 彰君	小西 洋之君
		長峯 誠君	二之湯 智君	小林 正夫君	小見山 幸治君
		二之湯 武史君	西田 昌司君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
		野村 哲郎君	羽生田 俊君	芝 博一君	榛葉 賀津也君
		長谷川 岳君	馬場 成志君	田城 郁君	田中 直紀君
		橋本 聖子君	福岡 資麿君	津田 弥太郎君	徳永 エリ君
		藤井 基之君	藤川 政人君	那谷 屋正義君	直嶋 正行君
		古川 俊治君	堀井 巖君	長浜 博行君	難波 奨二君
		堀内 恒夫君	堀立 昇治君	西村 まさみ君	野田 国義君
		牧野 たかお君	松下 新平君	羽田 雄一郎君	白 眞典君
		松村 祥史君	松山 政司君	浜野 喜史君	林 久美子君
		丸川 珠代君	丸山 和也君	広田 一君	福山 哲郎君
		三木 亨君	三原 じゅん子君	藤末 健三君	藤本 祐司君

前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
水岡 俊一君	森本 真治君
安井美沙子君	柳澤 光美君
柳田 稔君	吉川 沙織君
蓮 舫君	秋野 公造君
荒木 清寛君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
佐々木さやか君	杉 久武君
竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	浜田 昌良君
平木 大作君	矢倉 克夫君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	井上 義行君
江口 克彦君	行田 邦子君
田中 茂君	中西 健治君
松沢 成文君	松田 公太君
水野 賢一君	薬師寺みちよ君
山口 和之君	山田 太郎君
和田 政宗君	渡辺美知太郎君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	アントニオ猪木君
東 徹君	片山虎之助君
儀間 光男君	清水 貴之君
中野 正志君	藤巻 健史君
室井 邦彦君	小野 次郎君

反対者氏名

山本 太郎君

一名

〔参照〕

四月一日議長において、左のとおり議席を指定した。

同日議長において、左のとおり議席を変更した。

二〇七 田中 茂君
二二三 渡辺美知太郎君
二二九 和田 政宗君
二二七 薬師寺みちよ君

川田 龍平君 柴田 巧君
寺田 典城君 真山 勇一君
福島みずほ君 又市 征治君
吉田 忠智君 荒井 広幸君
浜田 和幸君 平野 達男君
主濱 了君 谷 亮子君
糸数 慶子君 興石 東君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
二番四号 独立行政法人国立印刷局	千一〇五―八四四五 門二丁目 東京都港区虎ノ門
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
二一〇円	二一八円